

「学び続ける」社会、全員参加型社会、
地方創生を実現する教育の在り方について
(第六次提言参考資料)

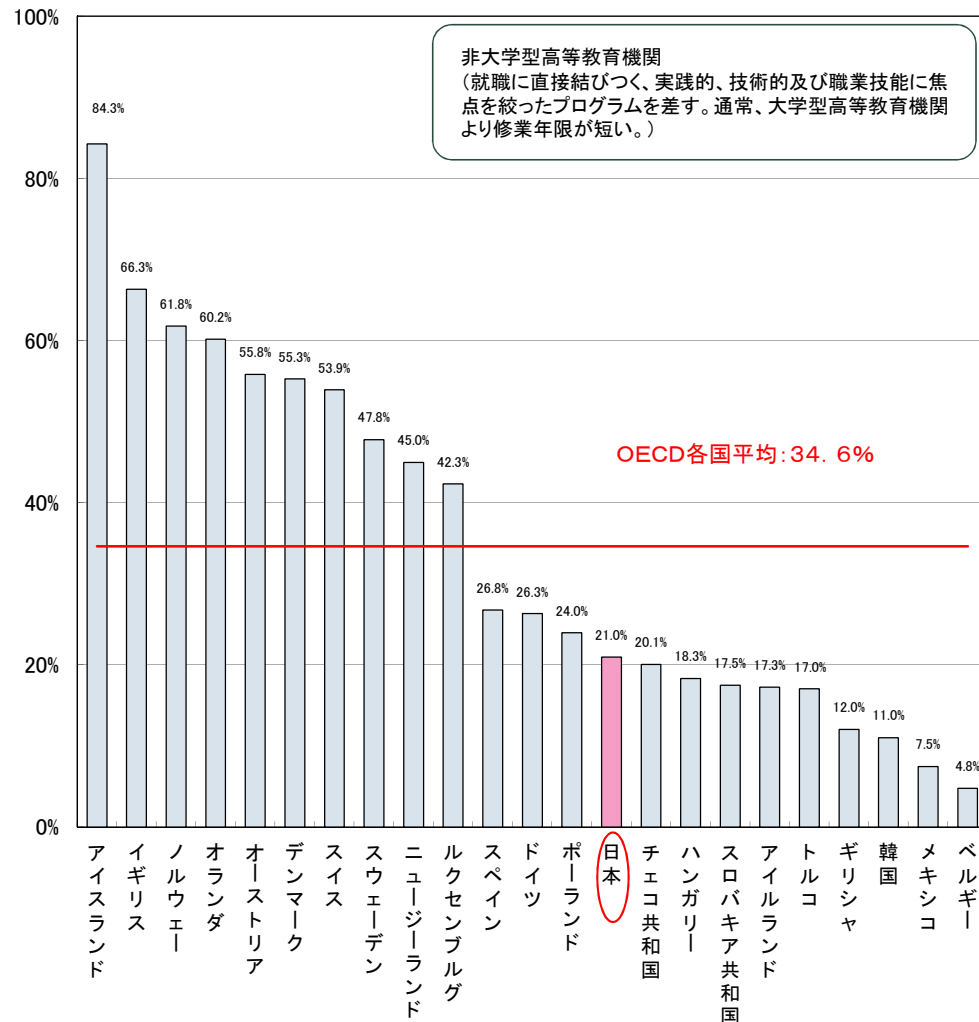
1. 社会に出た後も、
誰もが「学び続け」、
夢と志のために挑戦できる社会へ

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約21%と低い。

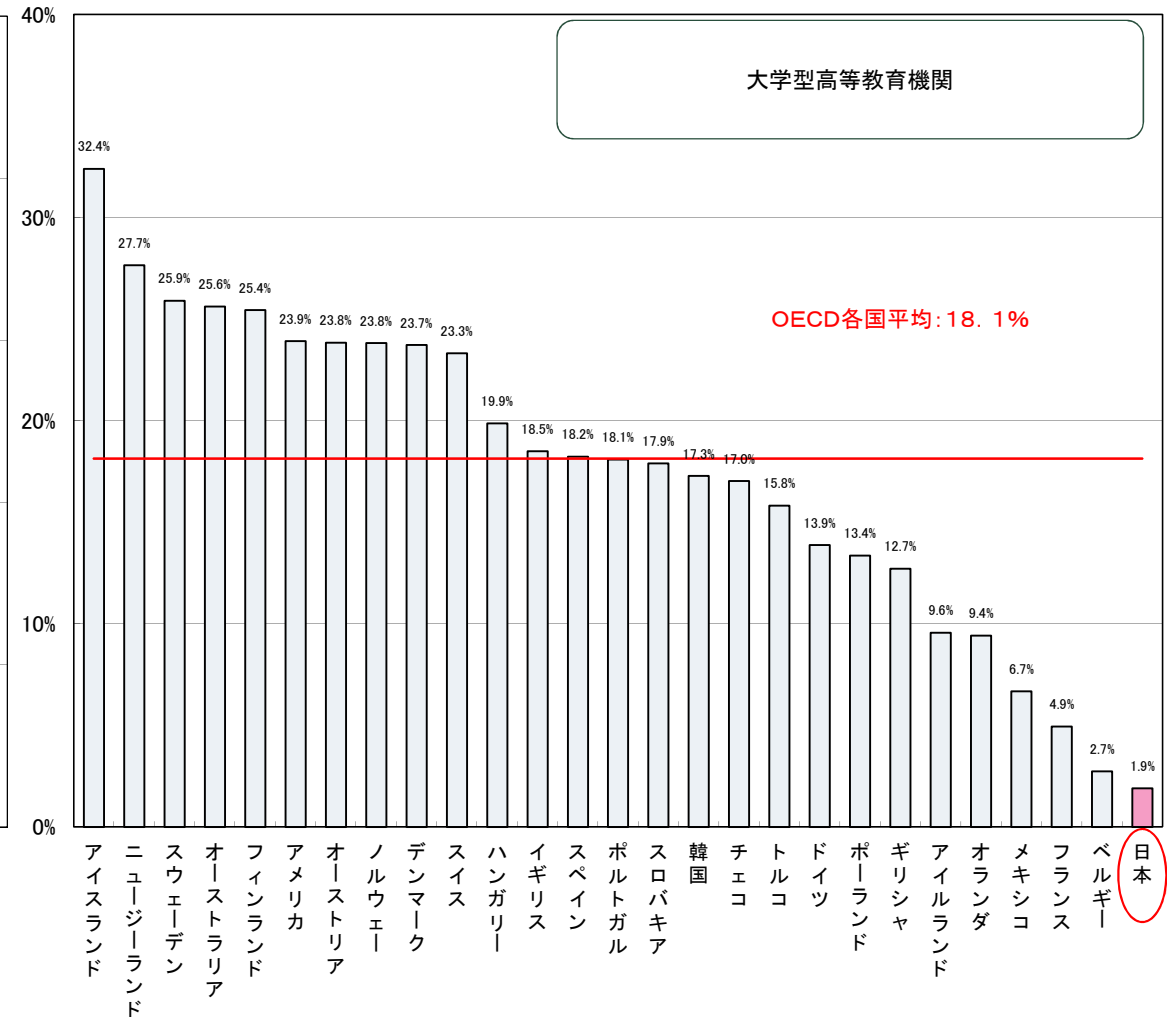
大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）



出典: 非大学型高等教育機関

「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程)))

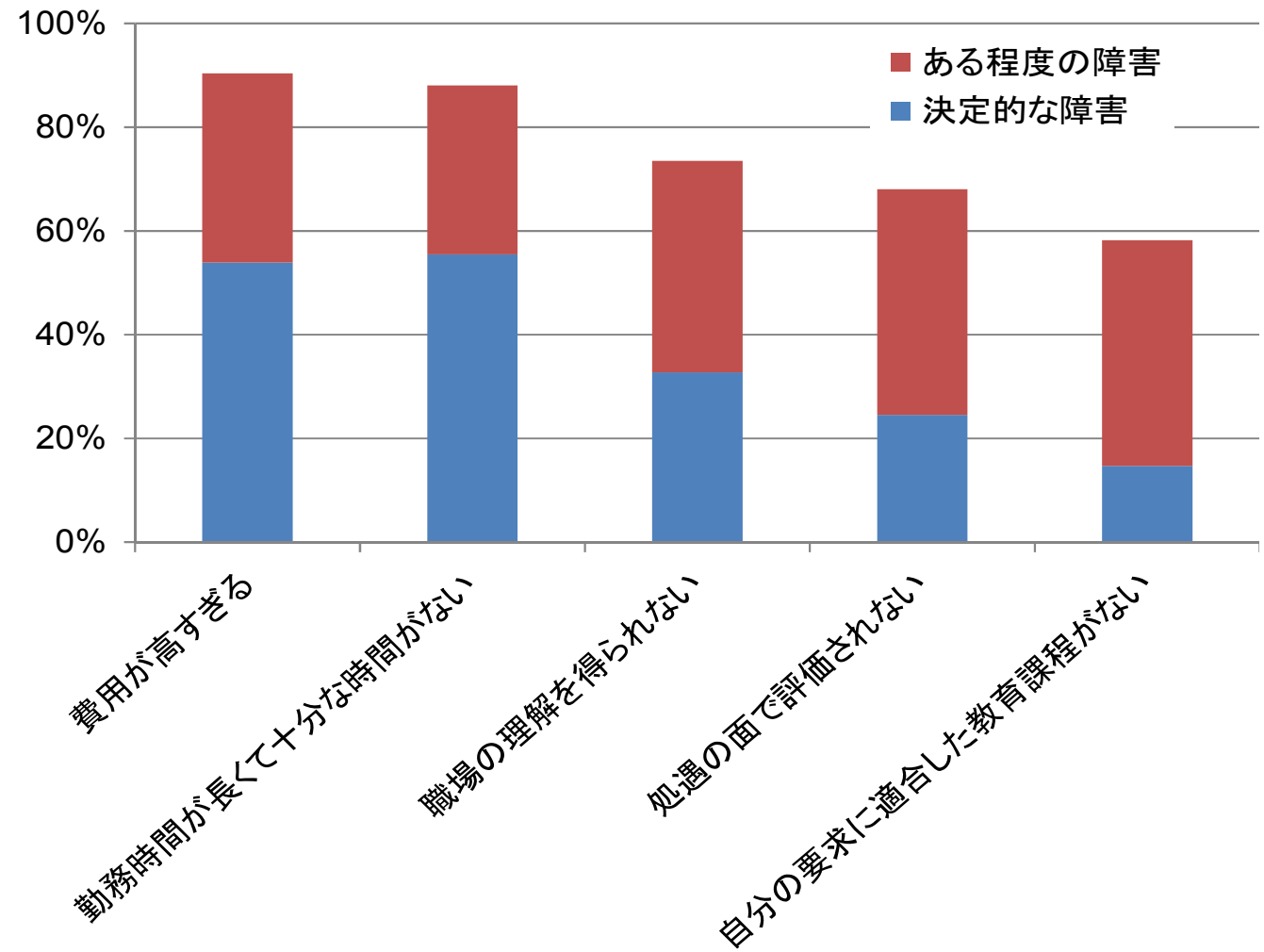
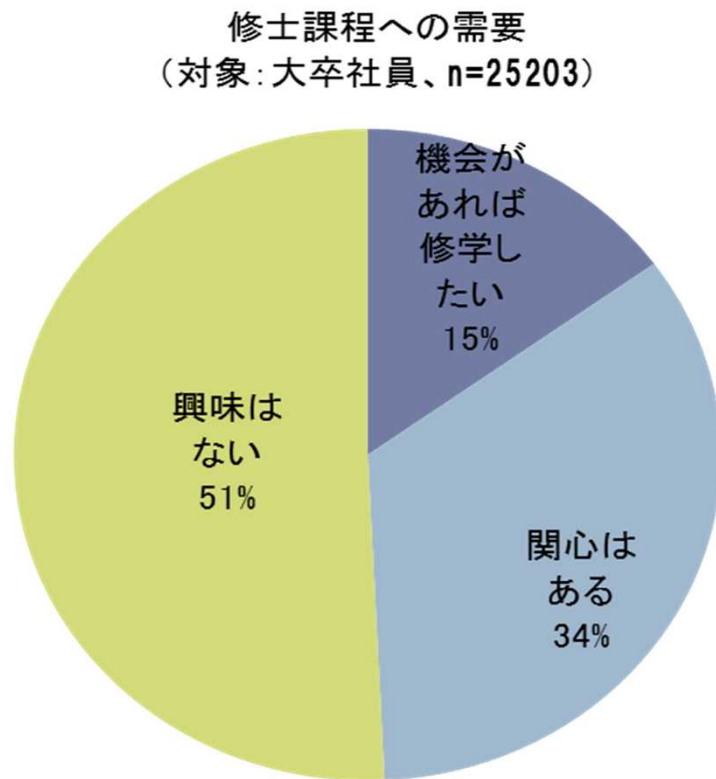


出典: 大学型高等教育機関

「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

社会人の大学院での学び直しの障壁

大卒の約半分は修士課程に興味を持っているが、費用や勤務時間の長さ等が障害となっている。



「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月：「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日：

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日：

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

(認定学校数：673校、認定学科数：2,042学科(平成27年2月現在))

※職業実践専門課程のうち一定の基準を満たすものは、「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」の対象講座に指定されることができます。

認定要件等

文部科学大臣

推薦



都道府県知事等

申請



専門学校



認定



【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

制度の概要

- (1) 就業年限: 2年(法科大学院は3年)
- (2) 修了要件: 30単位以上(法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本)※論文作成不要
- (3) 教員組織: 必要専任教員中の3割以上(法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上)は実務家教員。
- (4) 教育内容: 理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施。

事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本。

- (5) 学 位: ○○修士(専門職)

(例) 経営管理修士(専門職)、会計修士(専門職) 等

※専門職大学院のうち一定の基準を満たすものは、「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」の対象講座に指定されることができます。

開設状況 (H26) ※

出典: 文部科学省調べ

分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻 数	大学 数	専攻 数	大学 数	専攻 数	大学 数	専攻 数	大学 数		
ビジネス・MOT	12	12	2	2	17	16	2	1	33	31
会計	2	2	1	1	11	11	1	1	15	15
公共政策	5	5	0	0	3	3	0	0	8	8
公衆衛生	3	3	0	0	1	1	0	0	4	4
知的財産	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	23	23	2	2	42	42	0	0	67	67
教職大学院	19	19	0	0	6	6	0	0	25	25
その他	1	1	4	3	8	7	1	1	14	12
合 計	67	45	9	6	95	68	4	3	175	122

学生の在籍状況 (H25)

出典: 文部科学省学校基本調査

	全体			
		国立	公立	私立
学生数	18,776人	6,609人	794人	11,373人
うち、社会人学生数	8,037人	2,481人	368人	5,188人
(割合)	(42.8%)	(37.5%)	(46.3%)	(45.6%)

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。

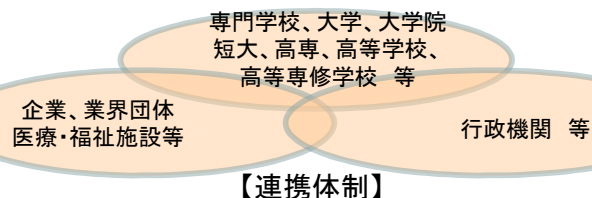
※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

①専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築するとともに、②大学院と産業界等が協働して、社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院プログラムを構築し普及する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、社会人の学び直しを全国的に推進する。

産学官コンソーシアム（分野別）：（平成26年度委託数 25コンソーシアム）

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



【成長分野の例】

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」「観光」「IT」「社会基盤」「工業」「経営基盤強化」等

職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証：（平成26年度委託数 45プロジェクト）

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」
- 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
- 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
- クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」
- 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」
- IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
- 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
- 工業分野…「防災都市工学」
- 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」等

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証：（平成26年度委託数 48プロジェクト）

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム：（平成26年度委託数 14件）

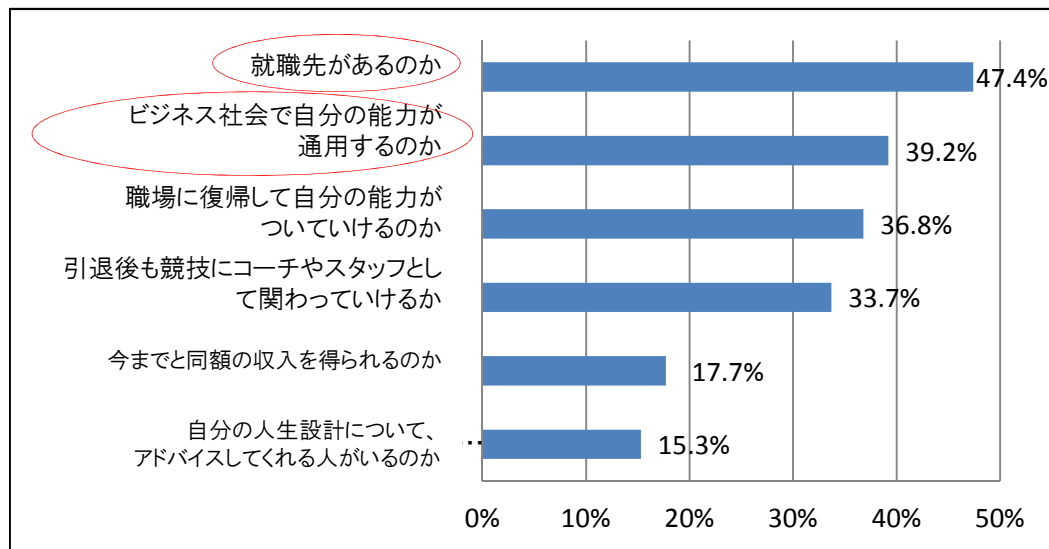
大学院と産業界等が協働して、社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院修士課程あるいは専門職課程レベルの特別な教育課程又は学位プログラムを開発・実証し、普及する。

- 社会基盤、経営分野…「海外子会社経営」「女性管理者」
- 工業・IT分野…「航空機開発」「情報セキュリティ」
- 医療分野…「助産師」「地域医療」「産業医」等

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

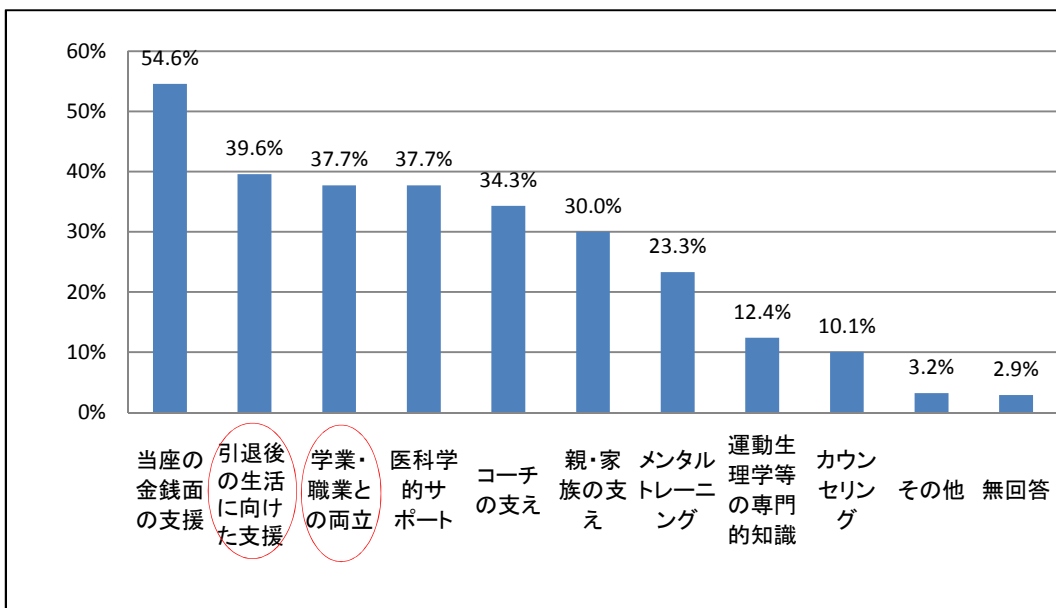
トップアスリートのキャリア形成についての現状

○ アスリートの引退後の不安（アスリート回答n=424 複数回答）



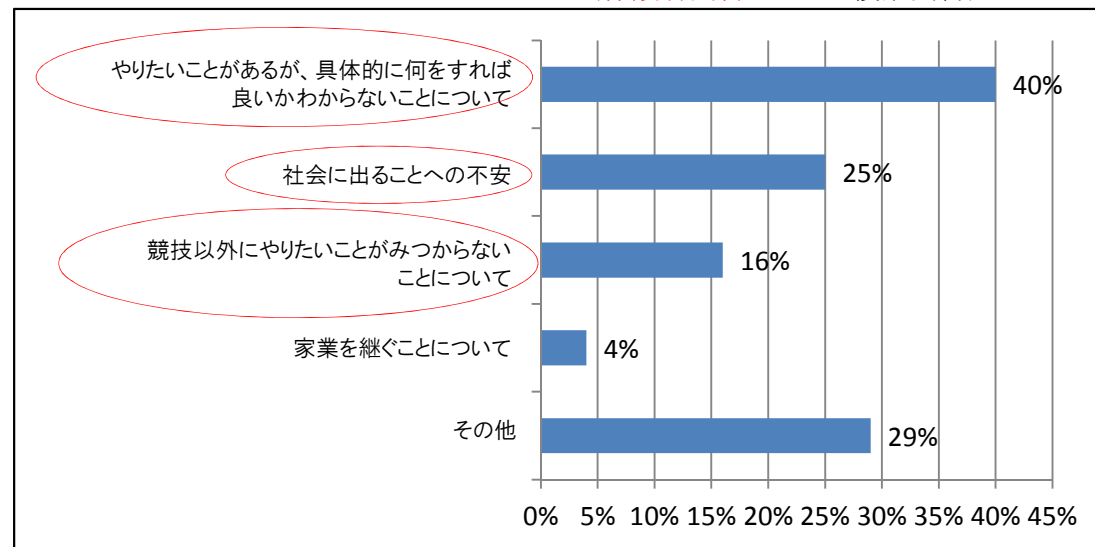
出典：(公財)日本オリンピック委員会「JOC強化選手・オリンピックのセカンドキャリアに関する意識調査」(平成22年)

○ 安心して競技に打ち込むために、練習以外で選手に必要なもの（指導者回答n=621 複数回答）



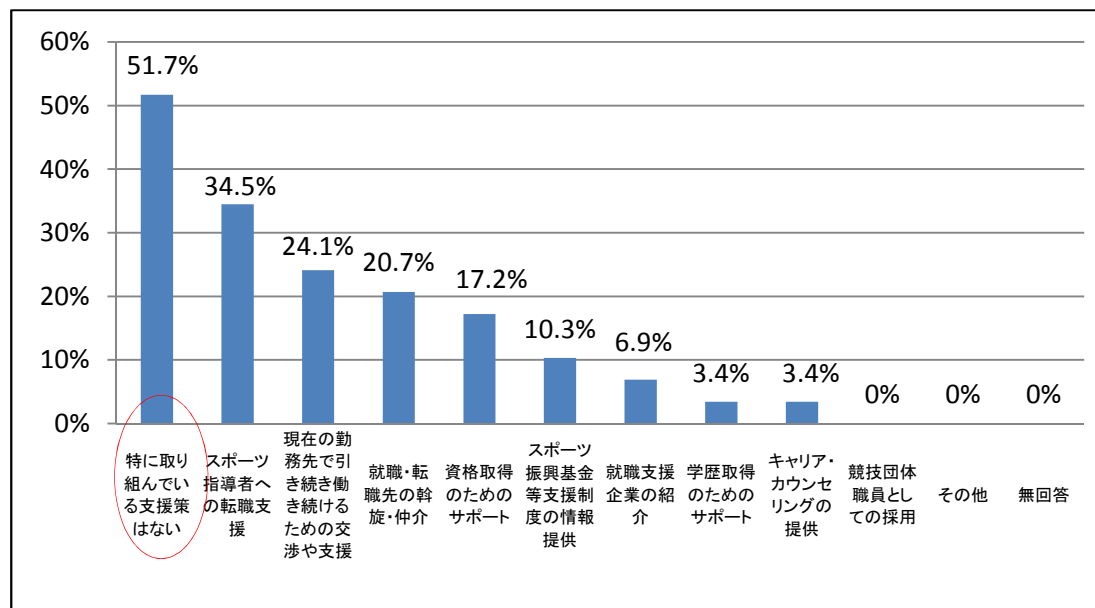
出典：文部科学省「トップレベル競技者のセカンドキャリア支援に関する調査研究事業報告書」(平成22年)

○ 引退後の生活について子供から相談を受けた内容（保護者回答n=122 複数回答）



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター「デュアルキャリアに関する調査研究」における国内アンケート調査(平成25年)

○ 現役を引退しようとする選手への支援（競技団体回答n=29 複数回答）



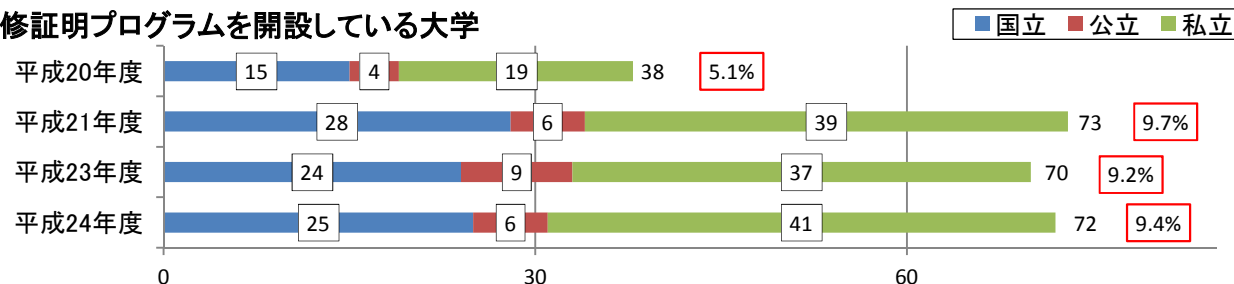
出典：文部科学省「トップレベル競技者のセカンドキャリア支援に関する調査研究事業報告書」(平成22年)

履修証明制度

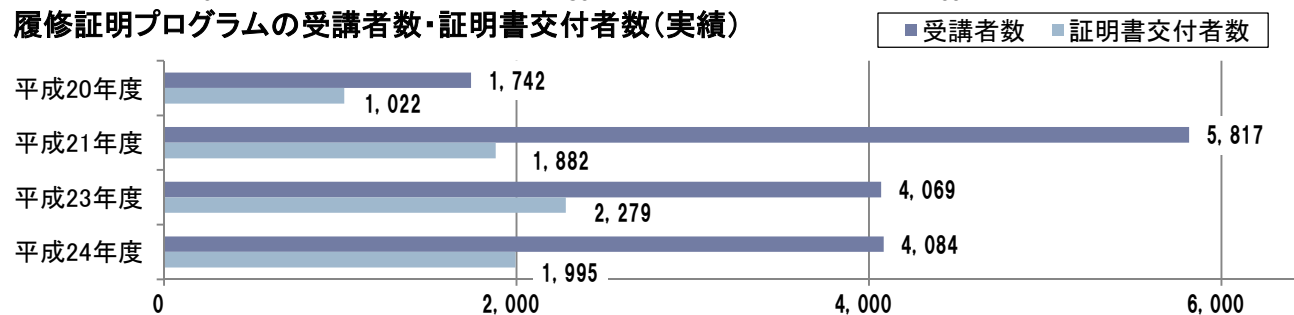
- ・当該大学の学生以外の者で大学入学資格を有する者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付する履修証明制度を平成19年から実施。
- ・「特別の課程」の要件については、①当該大学の開設する講義・授業科目により体系的に編成されていること、②総時間数は120時間以上であること、等が学校教育法施行規則において規定されている。
- ・履修証明制度は、教育機関等における学習成果を職業キャリア形成に活かす観点から、現在政府全体で推進している「ジョブ・カード制度」においても、「職業能力証明書(ジョブ・カード・コア)」として位置付けられている。

《平成24年度：72大学で136プログラムを提供》

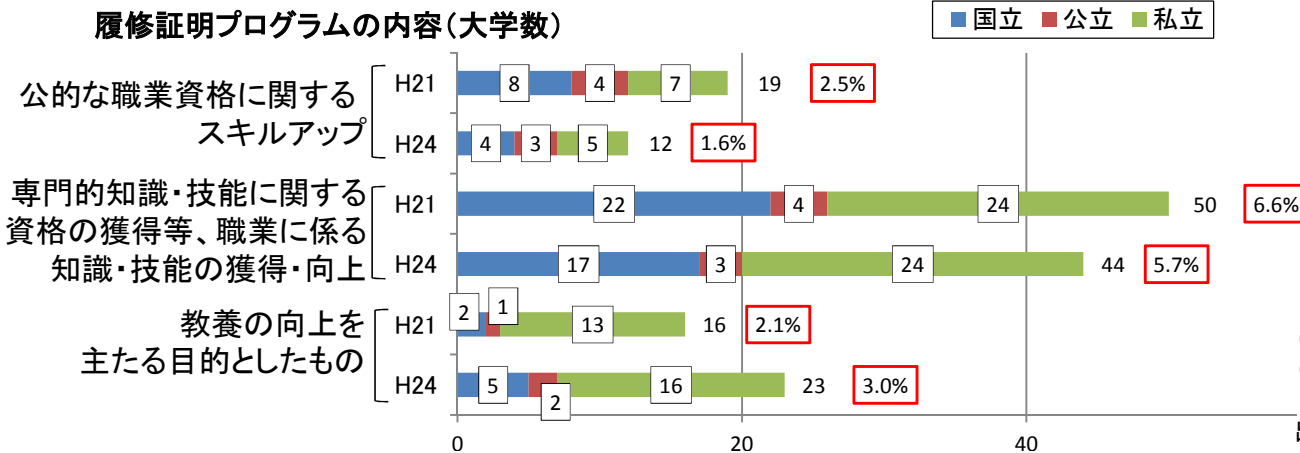
履修証明プログラムを開設している大学



履修証明プログラムの受講者数・証明書交付者数(実績)



履修証明プログラムの内容(大学数)



《各大学における履修証明プログラム例》

(平成23年3月末現在)

帝塚山大学:「英語による奈良観光ガイド人材養成プログラム」

佐賀大学:「農業技術経営管理学(農業版MOT)教育プログラム」

青山学院大学:「ワークショップデザイナー育成プログラム」

静岡県立大学短期大学部:「体系的なHPS養成教育プログラムの開発」

専修大学:「KS(川崎・専修)コミュニティ・ビジネス・アカデミー」

(※) 通信制大学を除く。

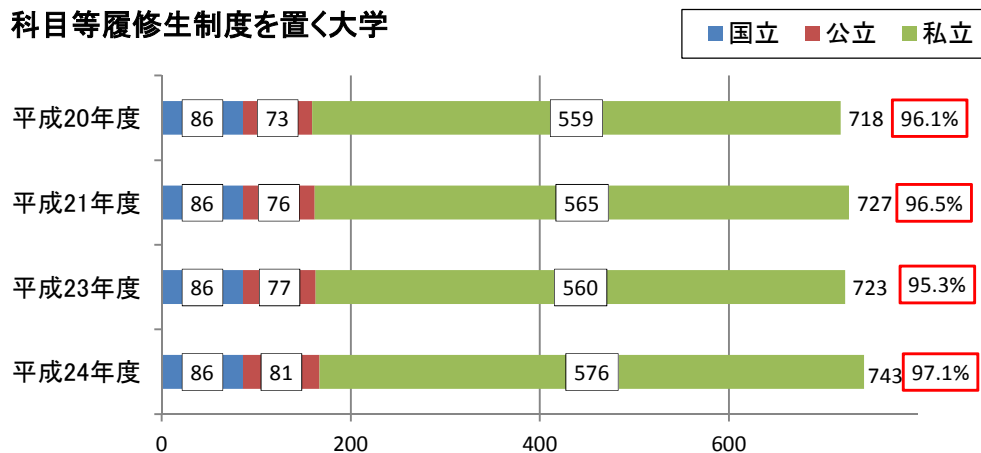
(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典：大学における教育内容等の改革状況について（平成24年度）

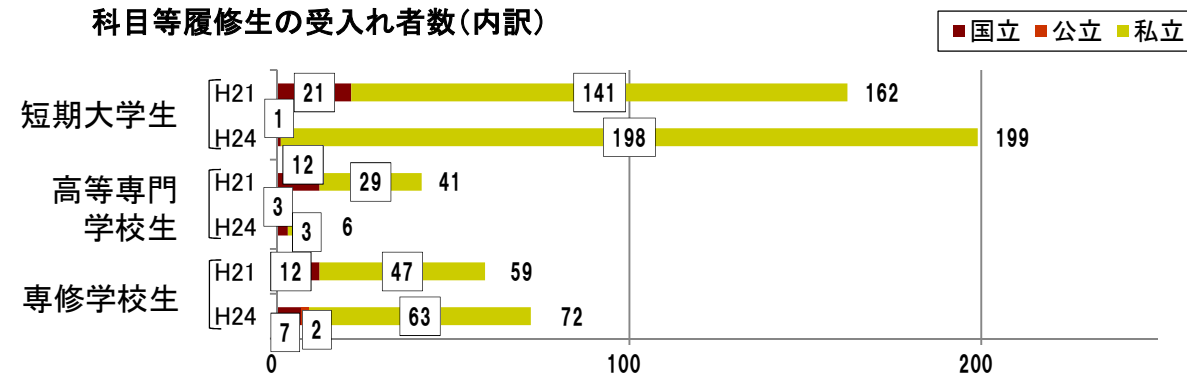
科目等履修生制度

当該大学の学生以外の者に、パートタイム形式による大学教育を受ける機会を広く認め、その履修成果に単位を与えることのできる「科目等履修生制度」が活用されている。平成24年度現在、国公立大学743大学（約97%）が科目等履修生制度を設けている。

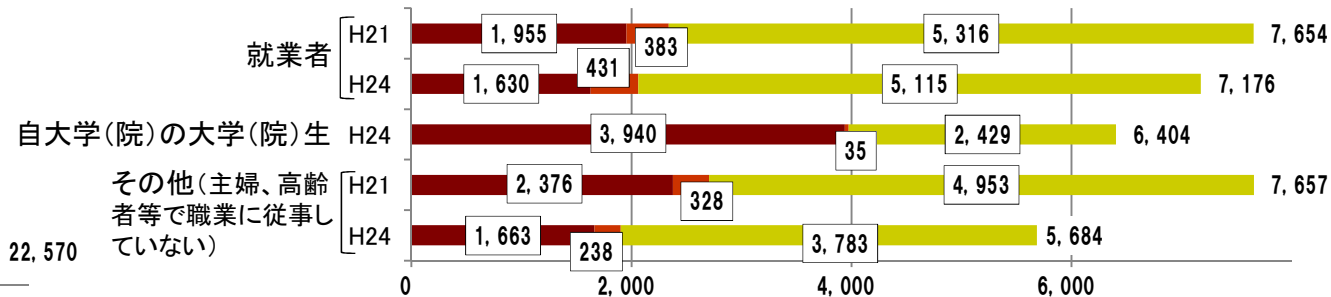
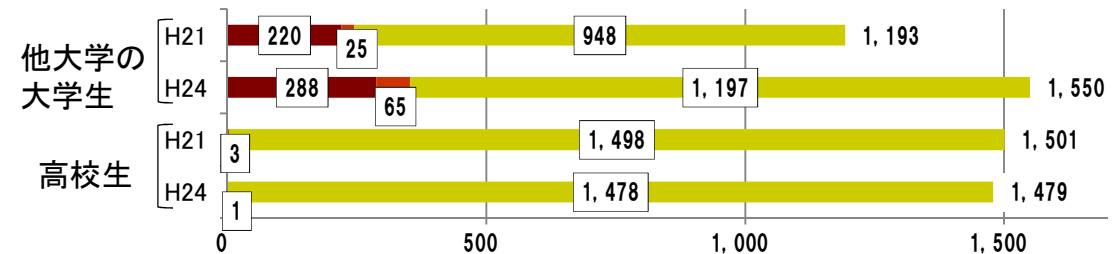
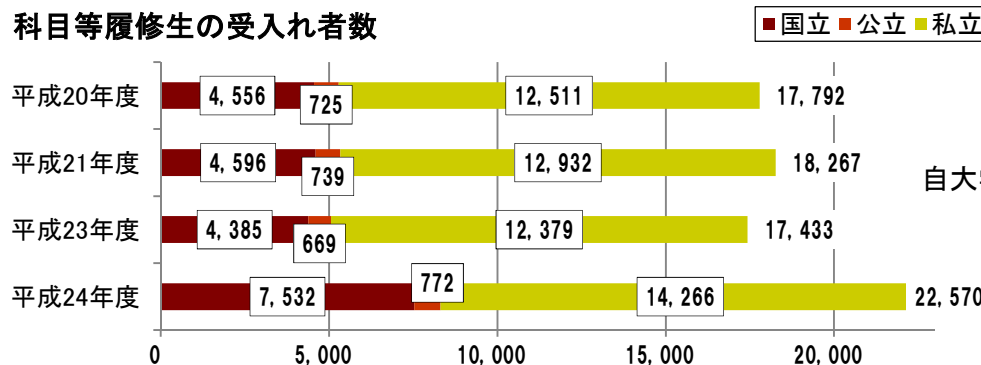
科目等履修生制度を置く大学



科目等履修生の受入れ者数(内訳)



科目等履修生の受入れ者数



(※) 通信制大学を除く。

(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

(注) 自大学(院)の大学(院)生は、H21はその他、H24は独立した項目として計上されている。

MOOCについて

1. MOOC (Massive Open Online Course) とは

MOOCの特徴

- 世界の有名大学による講義がインターネット上で公開され、無料で受講可能。
- 講義や説明動画が短く、複数週間にまたがって講義が展開される(例: 10分×5回×15週間など)
- 1講座あたり数千～数万人と受講者が多いため、相互採点や掲示板機能を利用した受講者同士の学びを重視
- 受講期間中に小テストや課題提出があり、修了認定証等を得られる講座もあるが、学位プログラムの提供はない

MOOC誕生まで

2011年 スタンフォード大学教授による人工知能の講義が公開→10万人が受講

配信情報がテキストから講義映像へシフト



2001年

CloseからOpenへ

リッチメディア化

学習コミュニティの形成

ネット上に学習コミュニティが形成

米MITがOCWにより、全ての科目教材をオープン化

世界中に広がる!

2. 海外の主なMOOC機関

MOOC機関の名称	国名	設立	提供科目数	参加機関(大学)数	登録者数(万人)
Coursera	米	2012年4月	939講座	118	1123
edX	米	2012年5月	161講座	33	160
Udacity	米	2012年2月	38講座	2	75
Future Learn	英	2012年12月	39講座	29	20
FUN	仏	2013年10月	50講座	全高等教育機関	10
iversity	独	2013年10月	28講座	20	50
XuetangX	中	2013年10月	15講座	3	不明

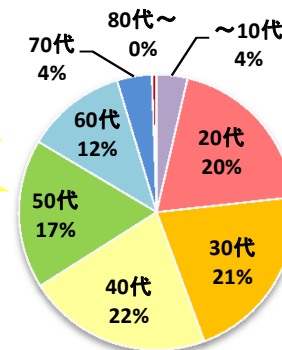
※ 高等教育機関等におけるICTの利活用に関する調査研究(文部科学省・H25年度)より
(CourseraについてはHP情報を元にH27年1月時点に更新)

3. JMOOC (日本オープンオンライン教育推進協議会)

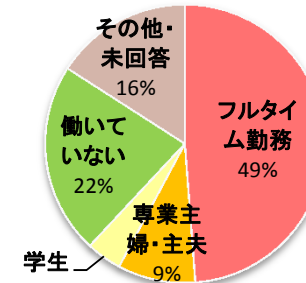
- 目的: 日本版MOOCの普及・拡大
- 設立: 平成25年11月
- 提供科目数: 36講座(2014年度内開講予定含む)
- 参加大学数: 38大学
- 登録者数: 約10万人

※ JMOOC調べ(平成27年1月時点)

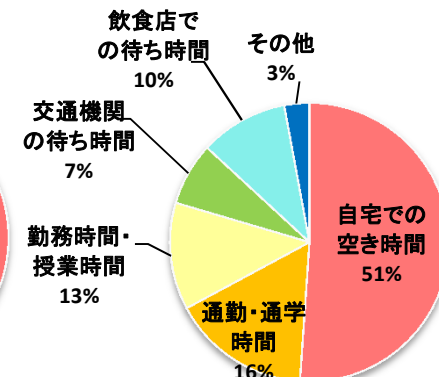
JMOOCにおける学習者像



①登録者の年齢層



②登録者の職業



③学習時の状況

※ JMOOC調べ(プラットフォーム「gacco」のみ)

①平成26年12月4日時点 ②平成26年5月調査 ③平成26年9月調査

【開講例】「日本中世の自由と平等」(東京大学・本郷教授)

- ・ JMOOC最初の講座(H25年4月)
- ・ 2万人が受講登録
- ・ 全体修了率: 18%



⇒ 【反転授業の様子】

反転授業を実施し、13才から81才の90名が参加

※ 画像: JMOOCホームページより

放送大学について

1 設立の趣旨・目的

テレビ・ラジオ放送による大学教育の実施

- ① 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供
- ② 高等学校卒業者等に対し、柔軟かつ流動的な大学進学の手続きを提供
- ③ 既存大学との連携協力等による我が国の大学教育の改善への貢献

3 学生の種類と在学者数等

＜教養学部＞		(人)	
	目 的	在 学 者 数	
		平成25年度	平成26年度
全履修修生	卒業を目的とする学生	55,717	56,123
選科履修生	1年間特定の科目を履修する学生	17,533	16,893
科目履修生	1学期間特定の科目を履修する学生	7,525	7,559
特別聴講学生	単位互換協定を結んだ大学等の学生	3,459	3,317
在学者数小計		84,234	83,892

○これまでの累積卒業生数は81,030人

＜大学院文化科学研究科＞		(人)	
	目 的	在 学 者 数	
		平成25年度	平成26年度
修士全修生	修了を目的とする学生	1,159	1,176
修士選科生	1年間特定の科目を履修する学生	3,805	3,742
修士科目生	1学期間特定の科目を履修する学生	956	688
特別聴講学生	単位互換協定を結んだ大学等の学生	0	0
博士全修生	修了を目的とする学生	0	12
在学者数小計		5,920	5,618

※数値は26.11.1時点。

2 経 緯

昭和56年 7 月 放送大学学園設立
昭和58年 4 月 放送大学設置
昭和60年 4 月 放送大学学生受入れ開始
平成10年 1 月 CS放送による全国放送開始
平成10年10月 全国の学習センター（S60～H10にかけて各都道府県に設置）で全履修修生受入れ開始

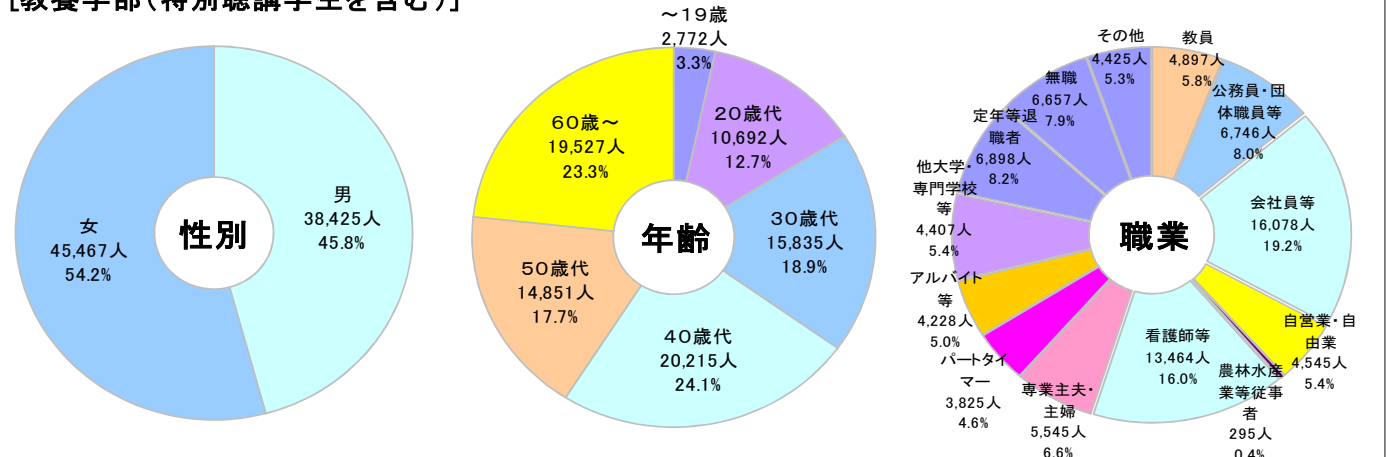
平成14年 4 月 大学院修士課程学生受入れ開始
平成15年10月 特別な学校法人に移行
平成23年10月 BSデジタル放送の開始
平成26年10月 大学院博士後期課程学生受入れ開始

5 学生の属性等

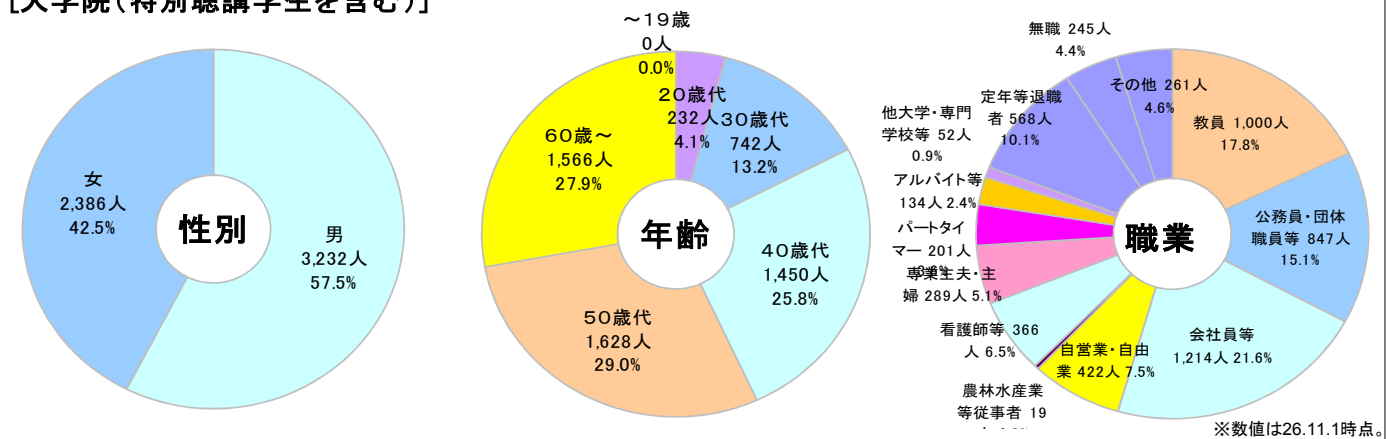
【在学者の性別・年齢・職業別比率】

- 学生の所在地は、北海道から沖縄県まで様々な地域に広がっており、職業、年齢、地域等を問わず、幅広く大学教育の機会を提供している。
- 学生の入学動機は、学位取得のほか、学び直しや資格取得（教員免許、学芸員、図書館司書、看護師資格等）など様々であり、社会人等の多様な学習ニーズに対応している。
- 身体に障害を有する方も約700名在籍し、様々な科目を学んでいる。

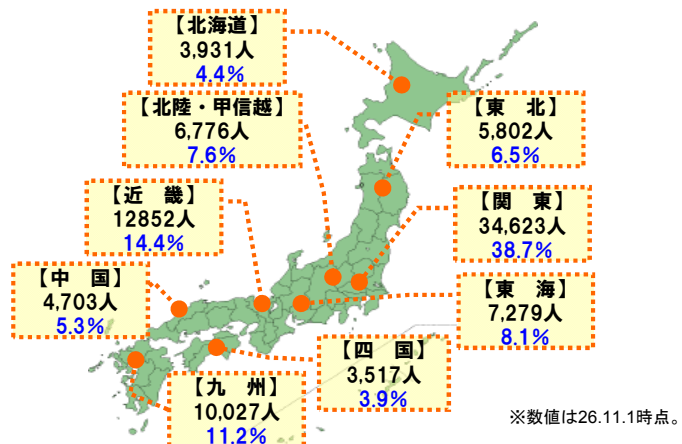
【教養学部（特別聴講学生を含む）】



【大学院（特別聴講学生を含む）】



4 地域別在学状況

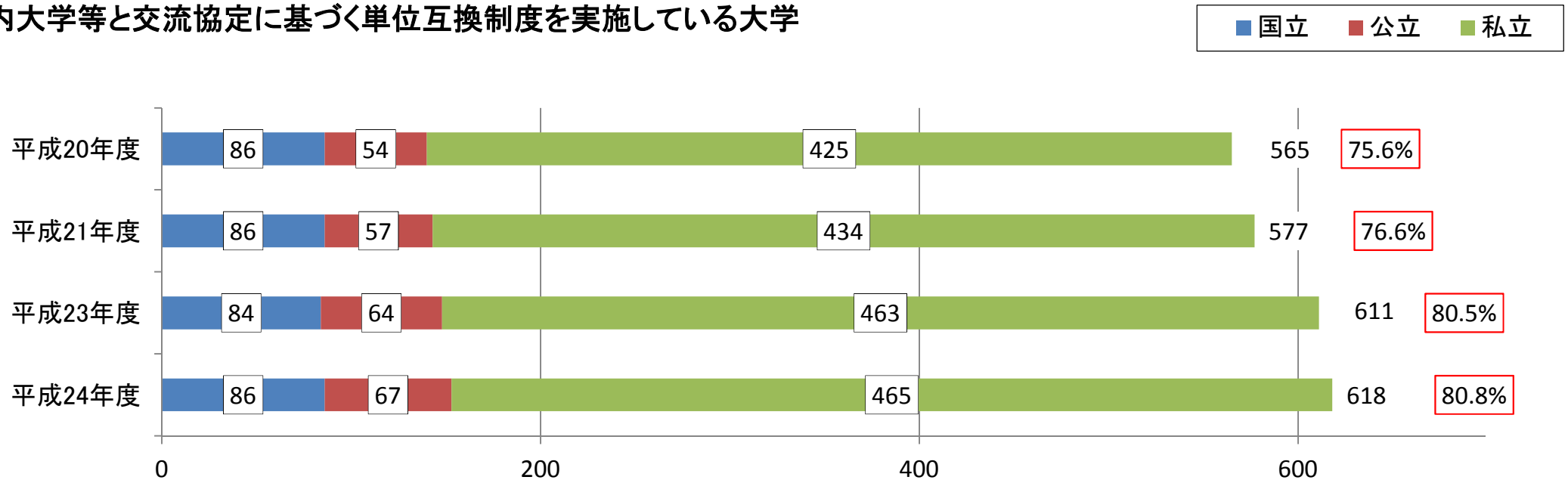


※数値は26.11.1時点。

単位互換制度

学生にとって幅広く多様な授業科目を履修する機会を提供できるという点から他大学との「単位互換制度」が活用されている。平成24年度現在、国公立大学618大学（約81%）が国内大学等と交流協定等に基づく単位互換制度を設けている。

国内大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学



(※) 通信制大学を除く。

(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

奨学金の貸与基準の緩和について

平成26年度に入学、転学部（科）、転学または編入学する者から、以前に同じ学校区分で日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けたことがある場合の無利子奨学金の再貸与を可能とする。

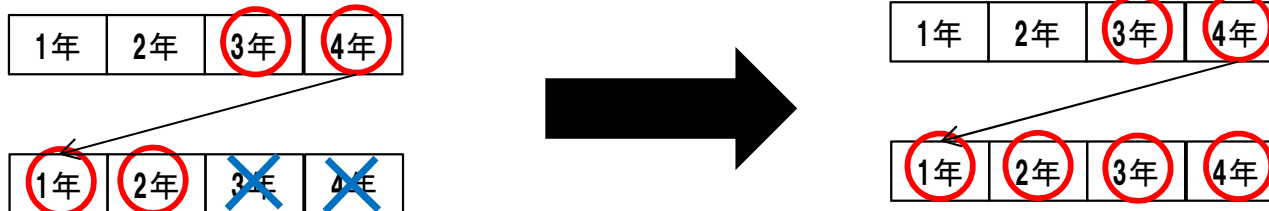
例（１）大学で４年間奨学金を受け、卒業後別の大学の１年次に入学した場合

過去に貸与を受けた期間にかかわらず、すべての学種を通じて１回に限り、再度無利子奨学金の貸与が可能



例（２）大学３・４年次で奨学金を受け、卒業後大学１年次に入学した場合

過去に貸与を受けた期間にかかわらず、すべての学種を通じて１回に限り、貸与を受けていない期間（未貸与期間：２４か月）を超えて無利子奨学金の貸与が可能



例（３）大学１～３年次で奨学金を受け、退学後大学２年次に編入学した場合

過去に貸与を受けた期間にかかわらず、すべての学種を通じて１回に限り、貸与を受けていない期間（未貸与期間：１２か月）を超えて無利子奨学金の貸与が可能



例（４）２年制の専修学校（専門課程）で奨学金を受け、卒業後３年制の専修学校（専門課程）に入学した場合

過去に貸与を受けた期間にかかわらず、すべての学種を通じて１回に限り、貸与を受けていない期間（未貸与期間：１２か月）を超えて無利子奨学金の貸与が可能



教育訓練給付制度

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する制度。

(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されており、現在対象講座数は9,084講座。

② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（中長期的なキャリア形成支援措置）【平成26年10月1日施行】

- 支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限16万円)を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定
 - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程
(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
 - ・ 専門学校 of 職業実践専門課程 (期間は、2年)
 - ・ 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))

(※2)②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

キャリア形成促進助成金

制度概要

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

- ※ 事業主にあつては、事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
- ※ 事業主団体等にあつては、訓練実施計画を作成することが必要
- ※ 1コースあたり20時間以上（海外で実施する訓練の場合は30時間以上）の訓練が対象

助成内容			助成額
① 政策課題対応型訓練			
①成長分野等人材育成コース	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ※()額は大企業の額
②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
【平成26年10月1日新設】 ④中長期的キャリア形成コース		従業員の中長期的なキャリア形成のための訓練	
⑤若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※⑦については企業における実習の助成あり(1h当たり600円)
⑥熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑦認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
⑧自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援	
② 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
③ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成：1/2

- ※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～④は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①⑤～⑧及び②は7万円～20万円
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は、500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり（中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2 大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

キャリアアップ助成金

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

【本助成金の活用にあたって】

事業所ごとに「キャリアアップ計画」の作成、「キャリアアップ管理者」の配置が必要。

《助成メニュー》

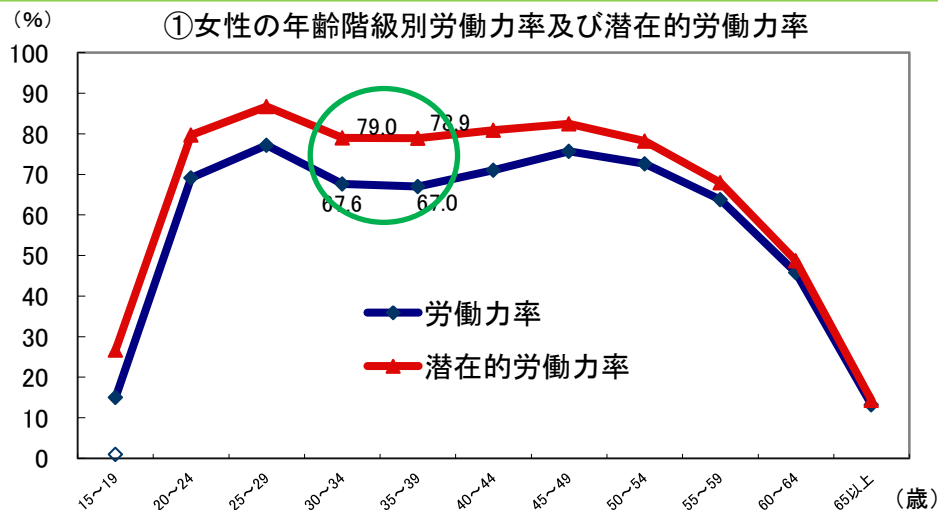
助成内容・要件		助成額（ ）内は大企業の額 ※下線部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日まで支給額を拡充または要件を緩和									
正規雇用等 転換	有期契約労働者等を正規雇用等に転換 または 直接雇用（以下「転換等」）	①有期→正規：1人当たり <u>50万円（40万円）</u> ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③無期→正規：1人当たり <u>30万円（25万円）</u> ※1年度1事業所当たり①～③合わせて15人まで（②は10人まで） ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり10万円（大企業も同額）加算									
人材育成	有期契約労働者等に下記いずれかの訓練を実施 ①一般職業訓練（OFF-JT） ②有期実習型訓練（OFF-JT+OJT） 【平成26年10月1日新設】 ③中長期的キャリア形成訓練（OFF-JT）	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：訓練時間数が <table border="1"> <tr> <td>100時間未満</td><td>10万円（7万円）</td><td>15万円（10万円）※</td></tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td><td>20万円（15万円）</td><td>30万円（20万円）※</td></tr> <tr> <td>200時間以上</td><td>30万円（20万円）</td><td>50万円（30万円）※</td></tr> </table> ※ 中長期的キャリア形成訓練を受講する場合 OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円）	100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）※	100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※	200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※
100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）※									
100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※									
200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※									
処遇改善	有期契約労働者等全員の基本給を <u>2%</u> 以上増額	1人当たり1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり <u>20万円（15万円）</u> 上乗せ									

※上記の他、有期契約労働者等に法定外の健康診断、短時間正社員への転換、パート労働者の労働時間延長を実施した場合に助成

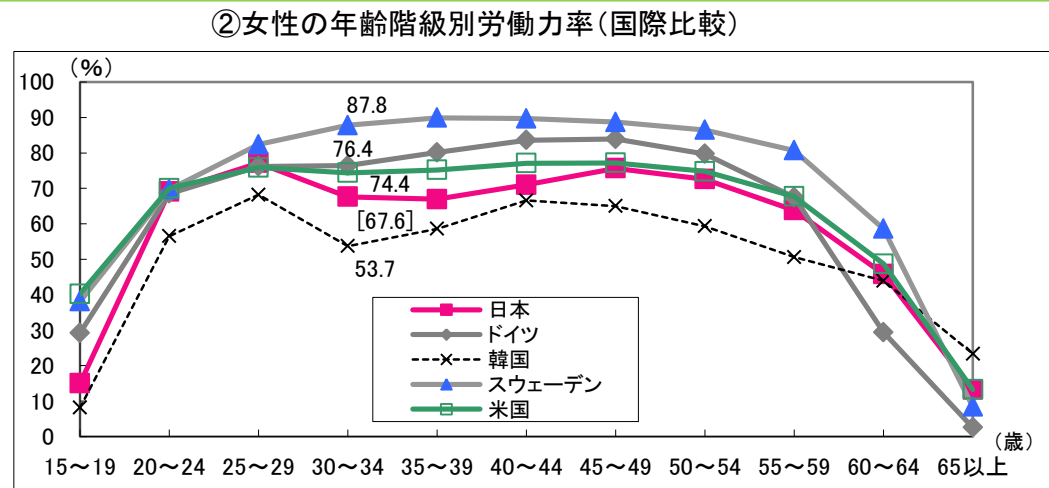
2. 多様な人材が担い手となる 「全員参加型社会」へ

女性の就業等の現状

- 女性の労働力率は、子育て期に当たる30歳代前半で低下する「M字カーブ」を描くが、就業希望者を加えた潜在的労働力率は高い(約340万人、25歳～44歳約180万人)、我が国と韓国は「M字カーブ」を描いているが、アメリカ、ドイツ、スウェーデンでは台形を描いている。第一子出産を機に離職する女性は6割。
- 女性が妊娠・出産・子育てをきっかけに勤め先を辞めた理由は、仕事と家庭の両立が困難であることが大きい。

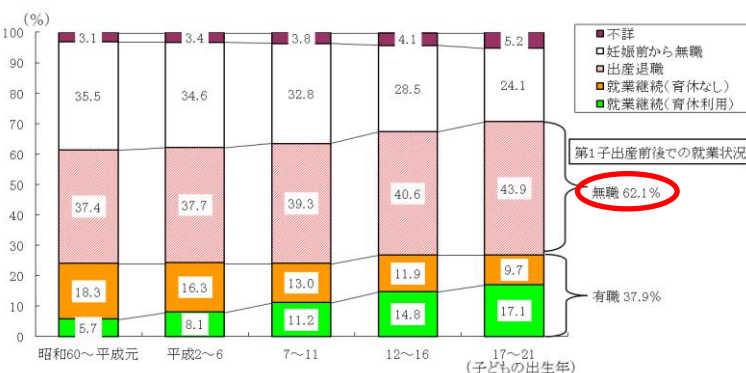


資料:総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成23年)より作成
・岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
・潜在的労働力率=就業者+完全失業者+就業希望者/人口(15歳以上)



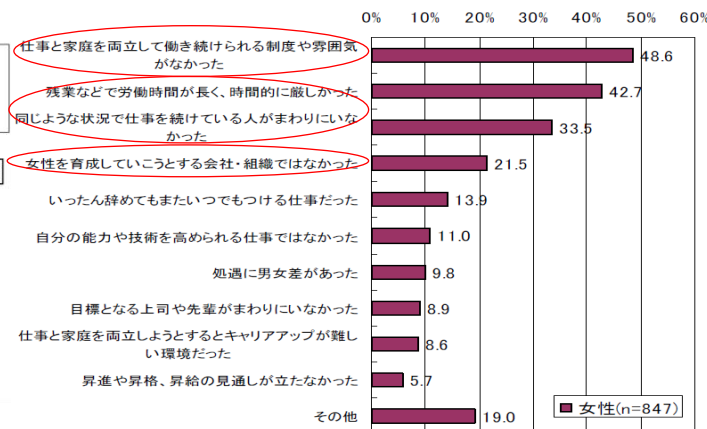
(備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合
2. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成23年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
3. 日本は2011(平成23)年、韓国は2007(平成19)年、その他の国は2008(平成20)年の数値。

③子どもの出生年別、第1子出産前後の妻の就業経歴



資料 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴:
就業継続(育休利用)→妊娠前就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
就業継続(育休なし)→妊娠前就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
出産退職→妊娠前就業～子ども1歳時無職
妊娠前から無職→妊娠前無職～子ども1歳時無職

④女性が妊娠・出産・子育てをきっかけに勤め先を辞めた理由(仕事に関連したもの)

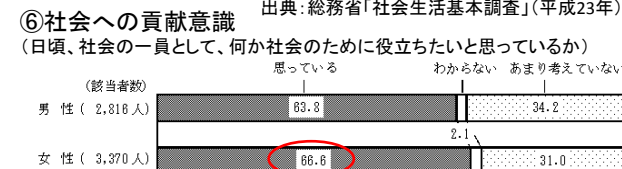


(出所)内閣府「男女の能力発揮とライフプランに対する意識調査」(平成21年)
出典:若者・女性活躍推進フォーラム(第1回)平成25年2月13日 資料

⑤ボランティア活動の行動者率

	(%)
ボランティア活動を行った女性の割合	27.9
(ボランティア活動の種類)	
健康や医療サービスに関係した活動	3.0
高齢者を対象とした活動	4.9
障害者を対象とした活動	1.8
子供を対象とした活動	10.6
スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動	2.7
まちづくりのための活動	10.4
安全な生活のための活動	4.3
自然や環境を守るための活動	4.8
災害に関係した活動	4.2
国際協力に関係した活動	1.1
その他	1.9
ボランティア活動を行った男性の割合	24.5
総数	26.3

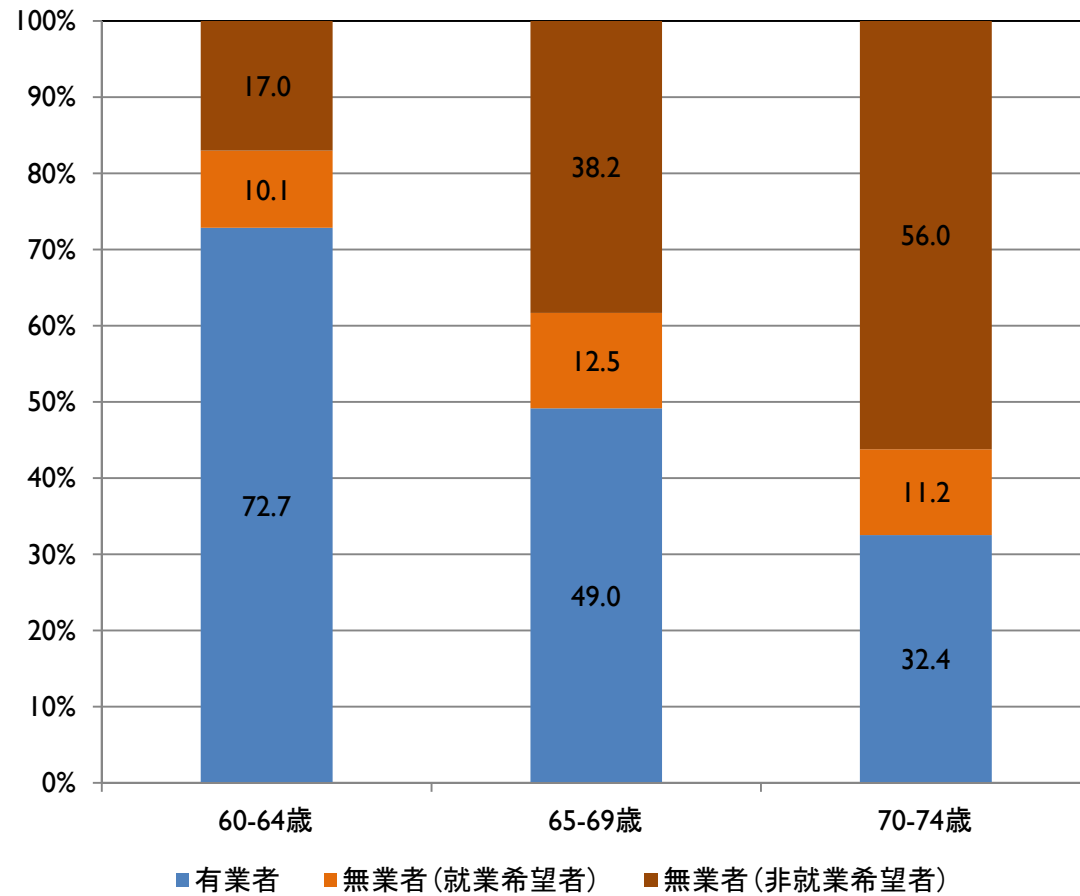
出典:総務省「社会生活基本調査」(平成23年)



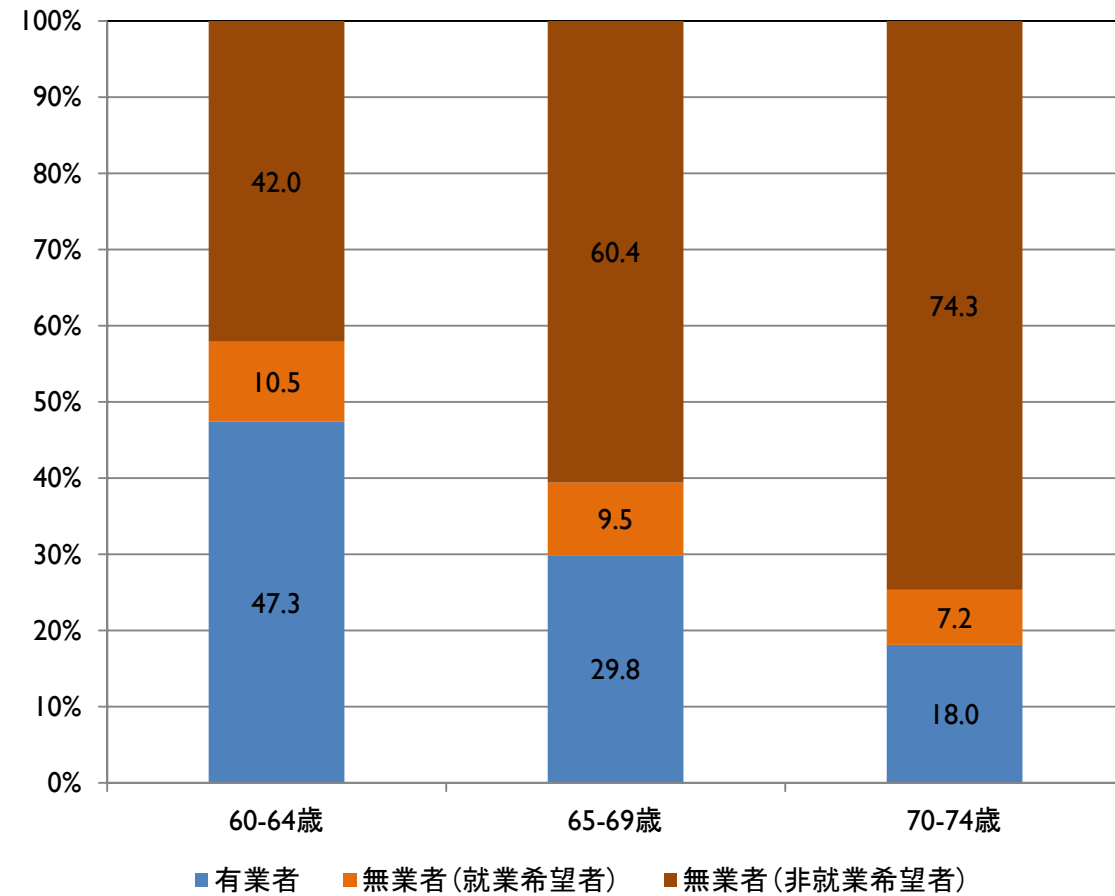
出典:内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成26年)
出典:若者・女性活躍推進フォーラム(第1回)平成25年2月13日 資料

高齢者の就業状況

男

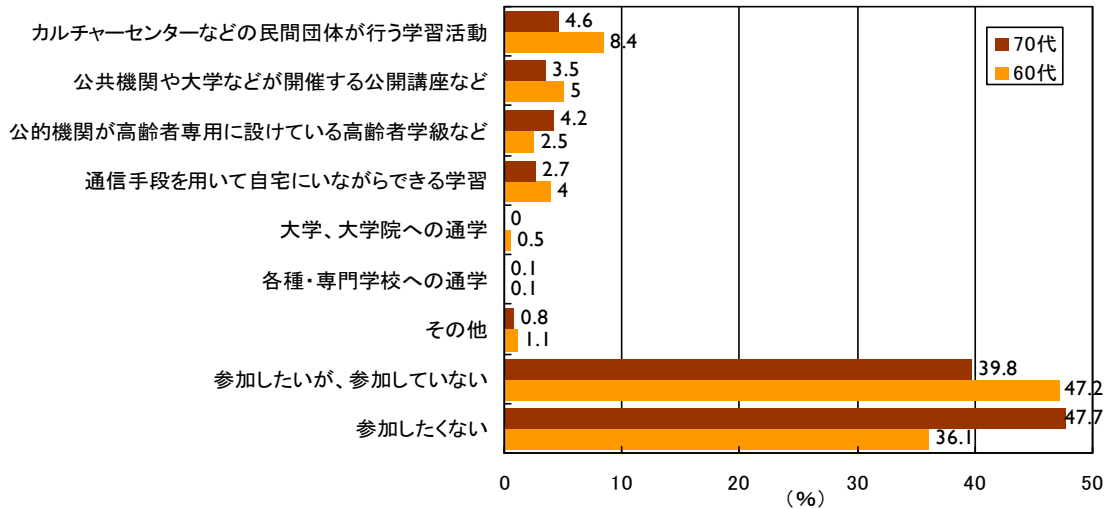


女

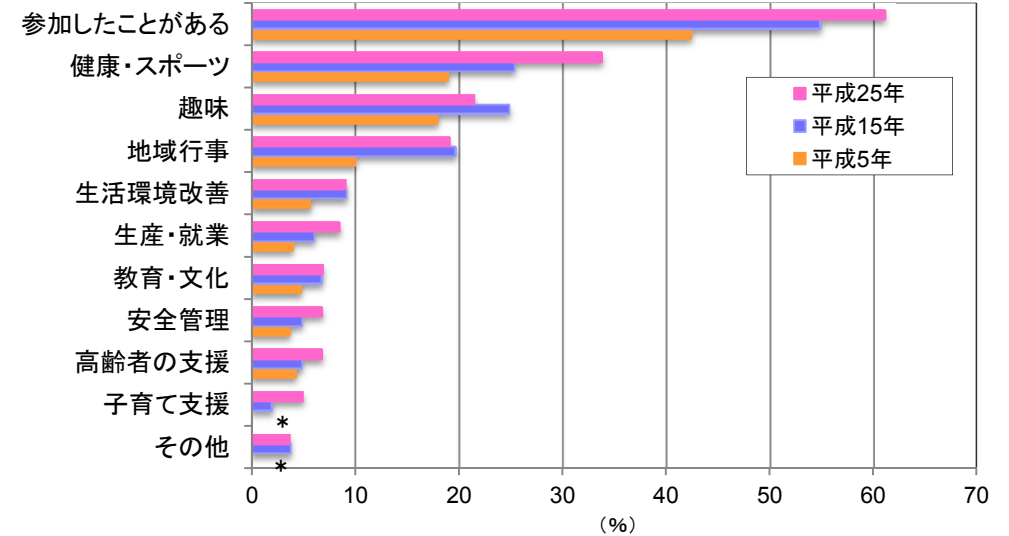


高齢者と学習活動等

高齢者の学習活動への参加状況 (複数回答)

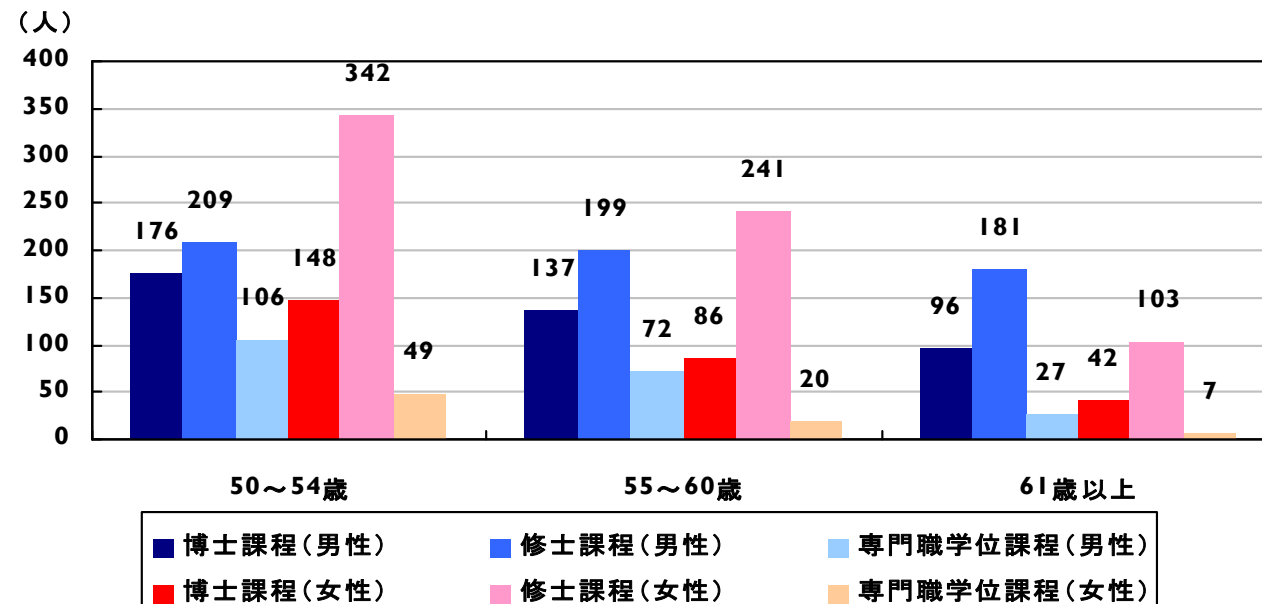


高齢者のグループ活動への参加状況 (複数回答)



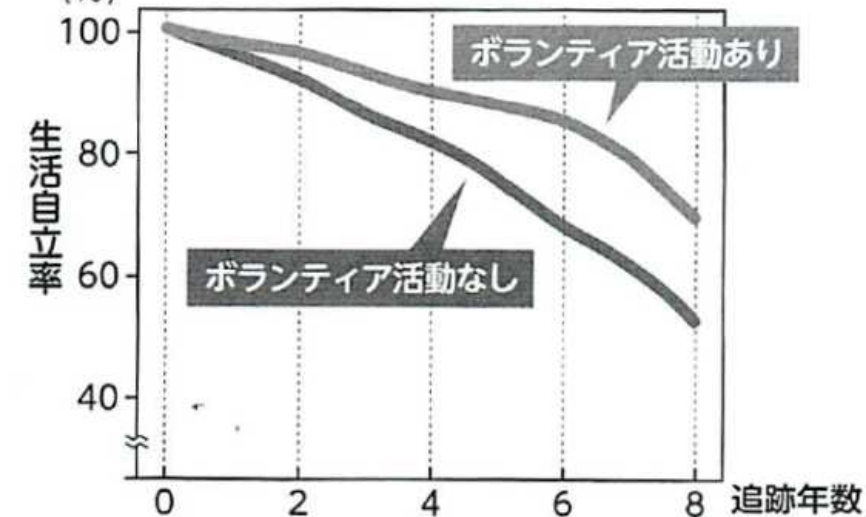
出典:平成25年内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
 (注1) 調査対象は、全国の60歳以上の男女
 (注2) * は、調査時に選択肢がないなどで、データが存在しないもの。

大学院への年齢別入学者数(50歳以上)



出典：平成26年度学校基本調査

(%) ボランティア活動の有無と生活自立率



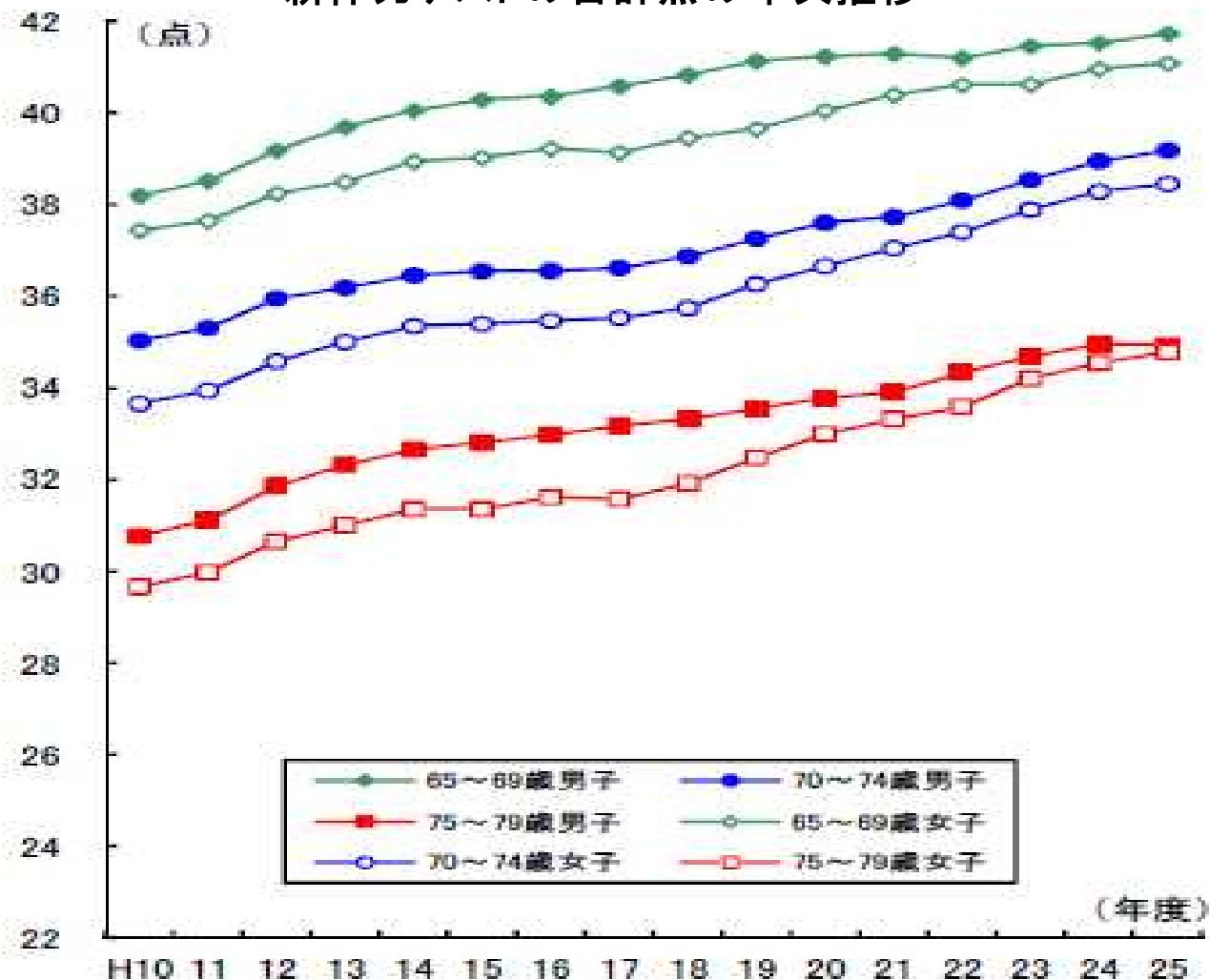
(注1) 本調査は65歳以上の男女を対象としている。
 (注2) 生活自立率とは、対象者のうち、ADL障害(屋外歩行、入浴、衣服の着脱、排泄、食物の摂取のうち、どれかに障害)がでない割合。

出典平成15年度 東京都健康長寿医療センター研究所

高齢者の体力・運動能力

「平成25年度体力・運動能力調査」の結果によると、高齢者の体力・運動能力は年々高まっていると考えられる。

新体力テストの合計点の年次推移



特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）～

義務教育段階の全児童生徒数 1030万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

平成15年比で1.3倍

0.65%
(約6万7千人)

減少傾向

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

自閉症・情緒障害

（特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者）に該当する者：約1万6千人）

平成15年比で2.0倍

1.70%
(約17万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害

自閉症
情緒障害
学習障害（LD）
注意欠陥多動性障害（ADHD）

平成15年比で2.3倍

0.76%
(約7万8千人)

増加傾向

3.11%
(約32万人)

発達障害（LD・ADHD（※1）・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率（※2）

（通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者）に該当する者：約2千人）

※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害

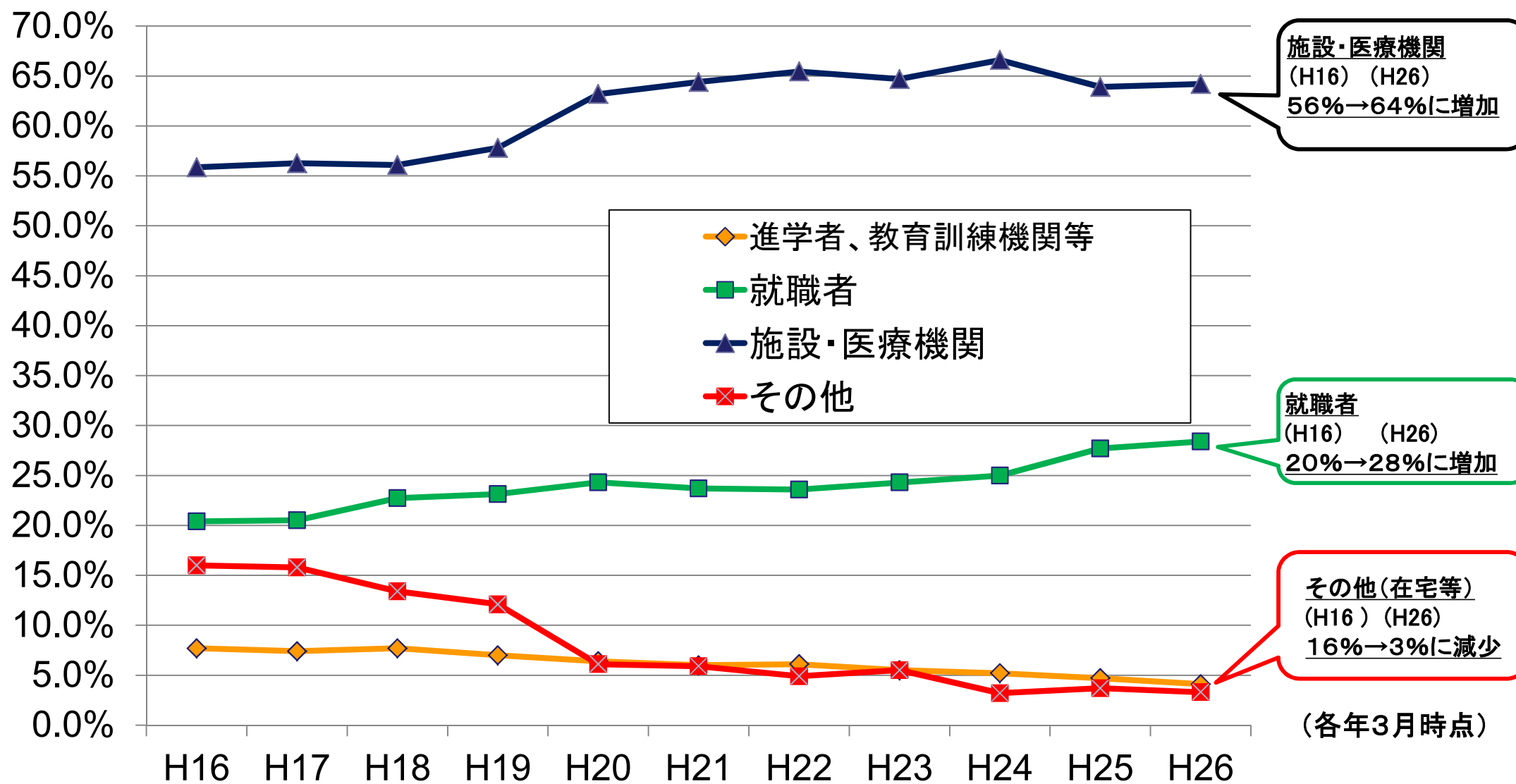
※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

（※2を除く数値は平成25年5月1日現在）

特別支援教育の現状～特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況～

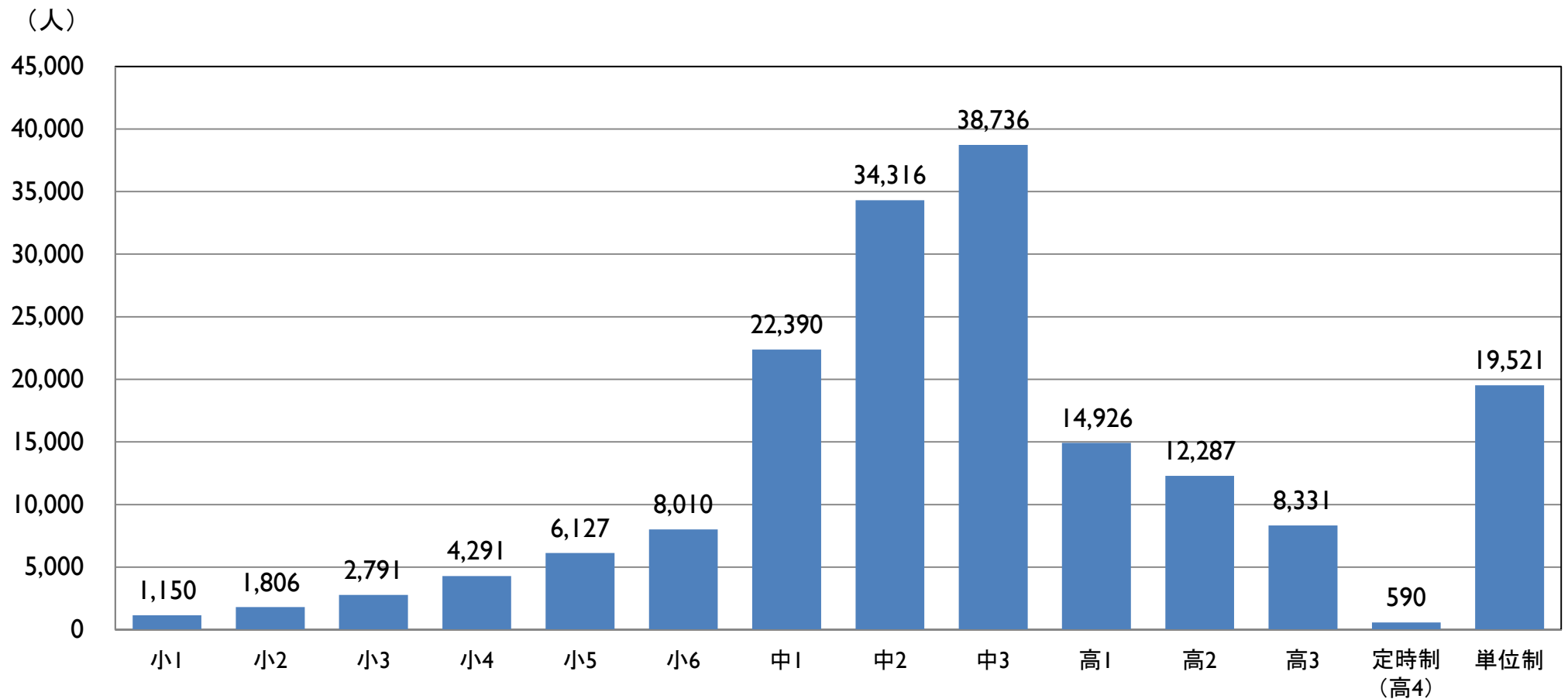
平成26年3月卒業者

区 分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	19,576人	418人 (2.1%)	381人 (1.9%)	5,557人 (28.4%)	12,565人 (64.2%)	655人 (3.3%)



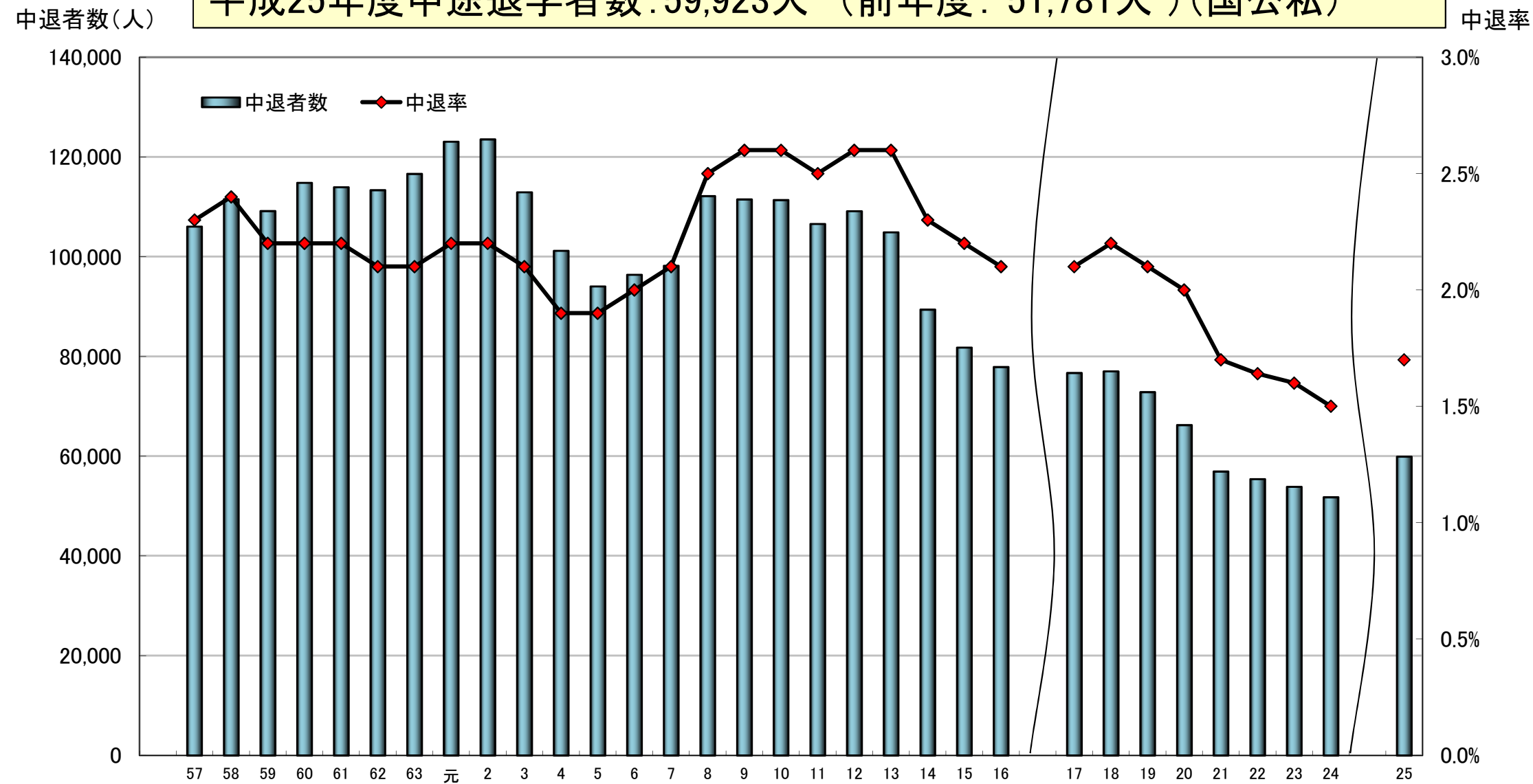
学年別不登校児童生徒数

平成25年度不登校児童生徒数（国公私）：小学校 24,175人（前年度：21,243人）
中学校 95,442人（前年度：91,446人）
高校 55,655人（前年度：57,664人）



高等学校における中途退学者数と中途退学率

平成25年度中途退学者数: 59,923人 (前年度: 51,781人) (国公私)



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

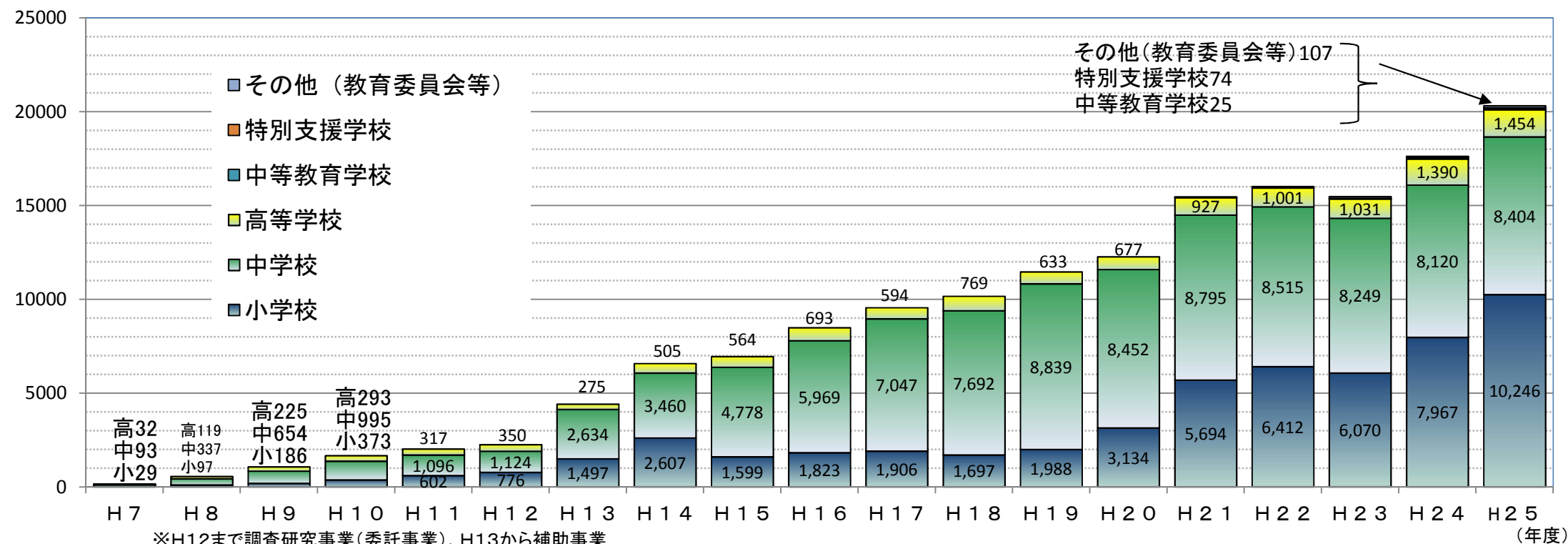
(注3) 平成22年度調査結果には、東日本大震災の影響により回答不能であった学校等は含んでいない。

出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの配置状況

スクールカウンセラー

(箇所)



※H12まで調査研究事業(委託事業)、H13から補助事業

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校(巡回校)、必要に応じて派遣される学校(派遣校)の形態も可能としている。

※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用する被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の配置を含んでいない。

スクールソーシャルワーカー

(単位:人)

年度	配置実人数	都道府県教委 (教育事務所含む)	市区町村 教委	小学校	中学校	高等学校	教育支援 センター	その他
H22	614	188	246	95	119	3	20	4
H23	722	212	295	121	115	4	17	15
H24	784	226	322	173	95	13	30	10
H25	1008	300	409	180	109	28	63	20

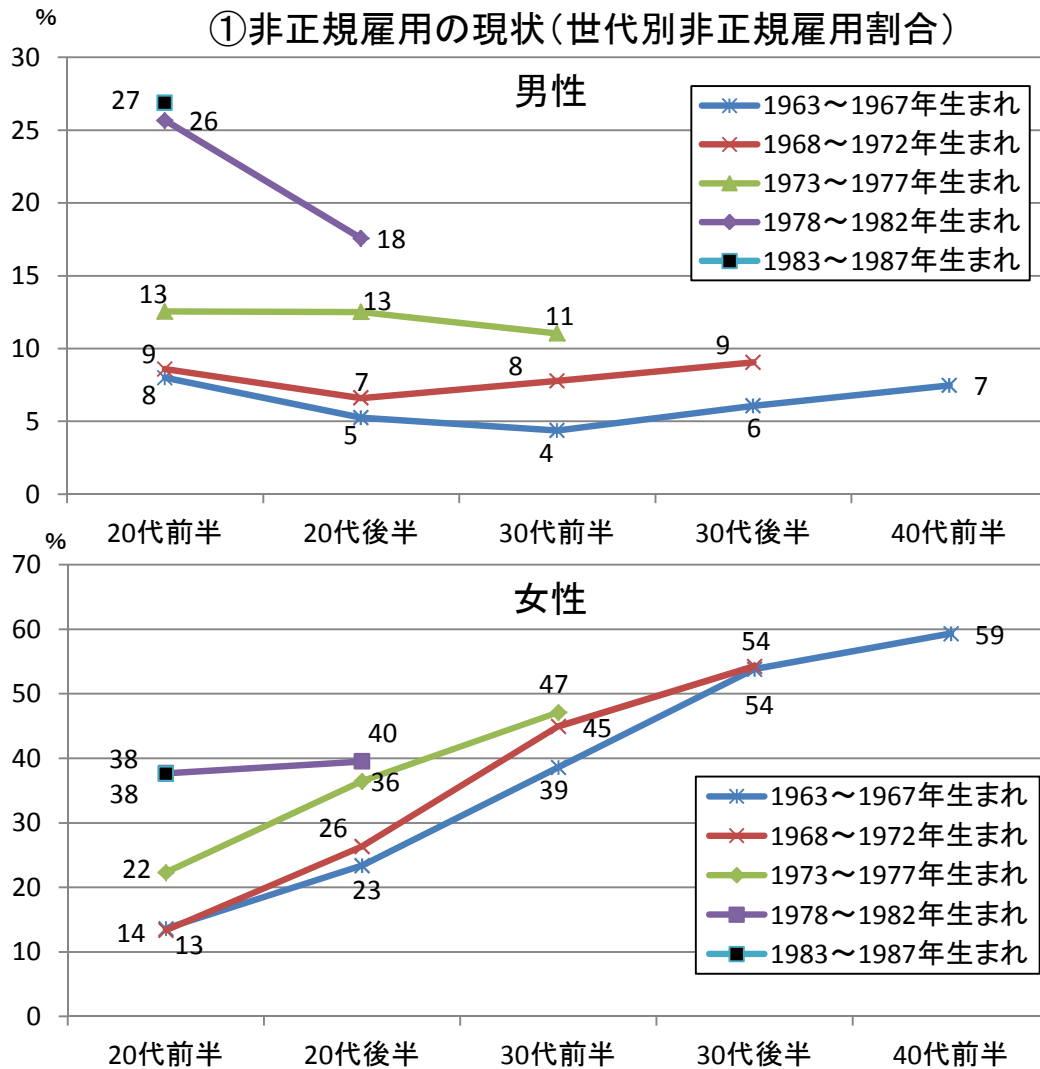
※1人で複数の教育機関に配置される場合もあるため、各機関の配置人数の合計は、配置実人数とは一致しない

※緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用する福島県(H23～)、岩手県及び宮城県(H24、25～)の配置を含んでいない。

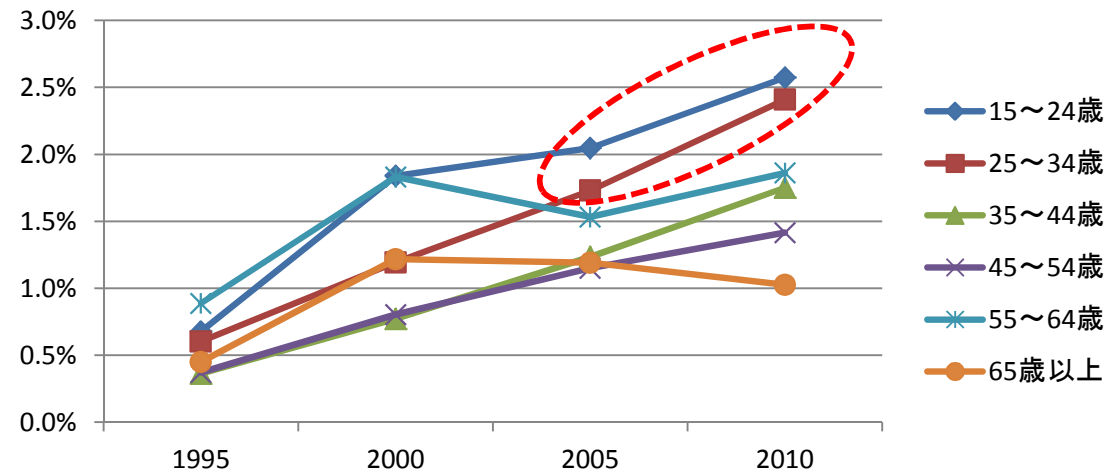
非正規雇用、長期失業者、フリーター

- 我が国では、男女とも若い世代ほど非正規雇用比率が上昇。女性は年齢とともに上昇。
- 長期失業者は近年上昇し、特に若年層で大幅に上昇。また、フリーターの期間が長くなると、正社員となるのが困難となる。

①非正規雇用の現状(世代別非正規雇用割合)

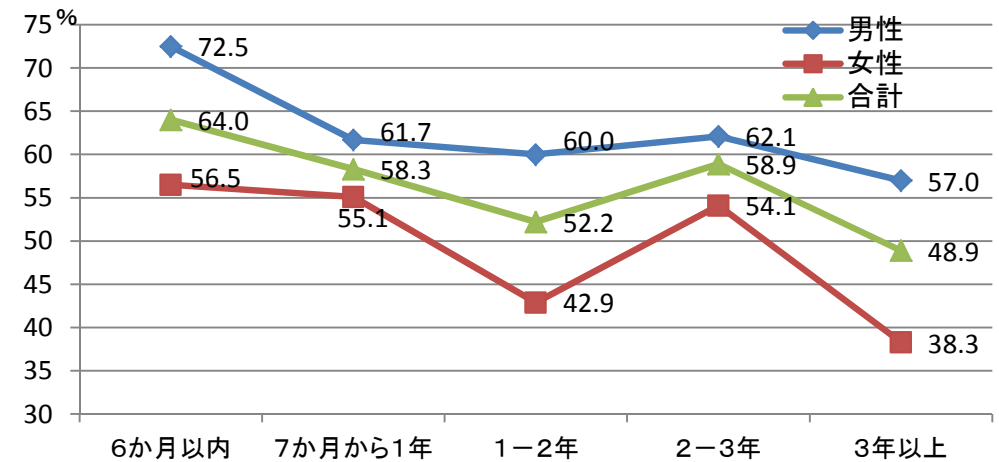


②失業期間が1年以上の長期失業者の割合(年齢別)



(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」

③フリーター期間別の正社員比率
(フリーター経験者のうち現在、正社員である者のフリーター期間別比率)



(出典) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の展開」

—「第3回 若者のワークスタイル調査」から—

(参考) 総務省労働力調査における「フリーター」の定義:

- 15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

出典: 若者・女性活躍推進フォーラム(第1回)平成25年2月13日 資料

(出典) 総務省「就業構造基本調査」(昭和57年、昭和62年、平成4年、平成9年、平成14年及び平成19年)

(注) 1) 非正規割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合である。

2) 在学中を除く。ただし、平成9年調査までは、雇用者(役員を含む。)のうち卒業者総数及び正規の職員・従業員の卒業者しか把握できず、役員の卒業者及び非正規の職員・従業員の卒業者を把握できない。このため、非正規の職員・従業員の卒業者については、平成14年及び平成19年における雇用者(役員を含む。)の卒業者に占める役員の卒業者の割合を基に厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計した。

若者育成支援事業



○ 若者の数が減っているにもかかわらず、ニート(※1)の数は近年、60万人超で高止まり。

※1 ニートとは、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

○ ニートの若者が、将来生活保護に陥ることのないよう、経済的に自立させ、社会の支え手とすることが必要。

○ このため、地域若者サポートステーション(「サポステ」)において、地方自治体と協働し(※2)、

※2 地方自治体から予算措置

①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等

②学校と連携した中退者支援等、

③若年無業者等集中訓練プログラム事業(一部のサポステで実施)

等、地域ネットワークを活用した就労支援を実施。(H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。)

支援が必要な若者

【サポステの実績の推移】

地域若者サポートステーション
(全国160箇所)

○サポステ相談支援事業

- ・キャリア・コンサルタント等による職業的自立に向けた専門的相談
- ・各種セミナー等を通じた啓発
- ・職場体験等
- ・他の支援機関に誘導(リファー)

○サポステ・学校連携推進事業

- ・支援が必要な中退者等に対する支援

(一部のサポステで実施)

○若年無業者等集中訓練プログラム事業

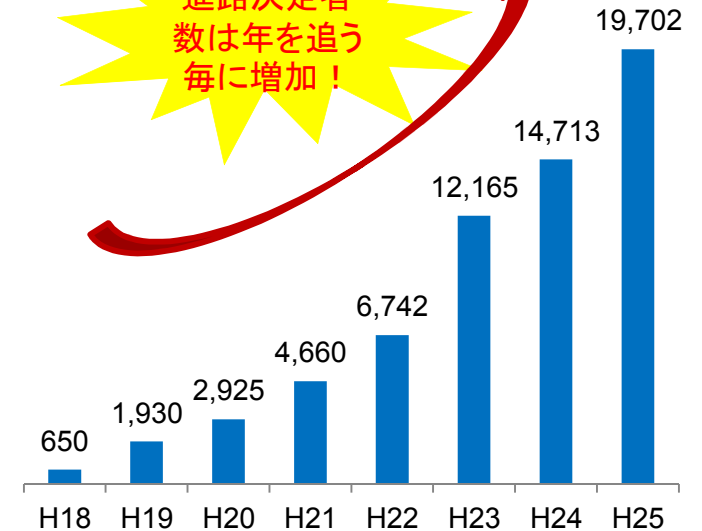
- 合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に実施。
- ・職場実習(OJT訓練)による基礎的能力の付与
- ・就職活動の基礎知識等の獲得

誘導(リファー)

ハローワーク等

就職等進路決定

進路決定者
数は年を追う
毎に増加!



地域ネットワークを活用した支援

教育機関等

地域社会
自治会、
町内会等

商工会・商店街

NPO等

公民館

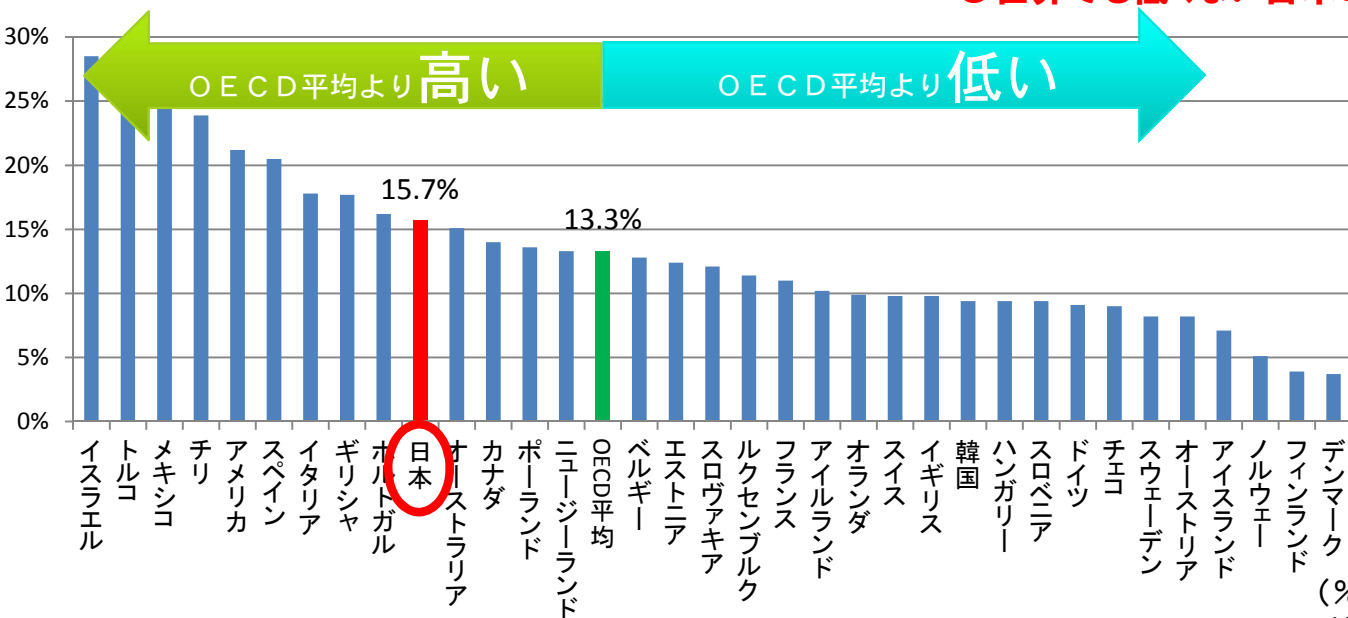
地方自治体

保健・福祉機関

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
設置箇所数	25	50	77	92	100	110	116	160	160

子供の貧困率

●OECD諸国における子供の貧困率(2010年)

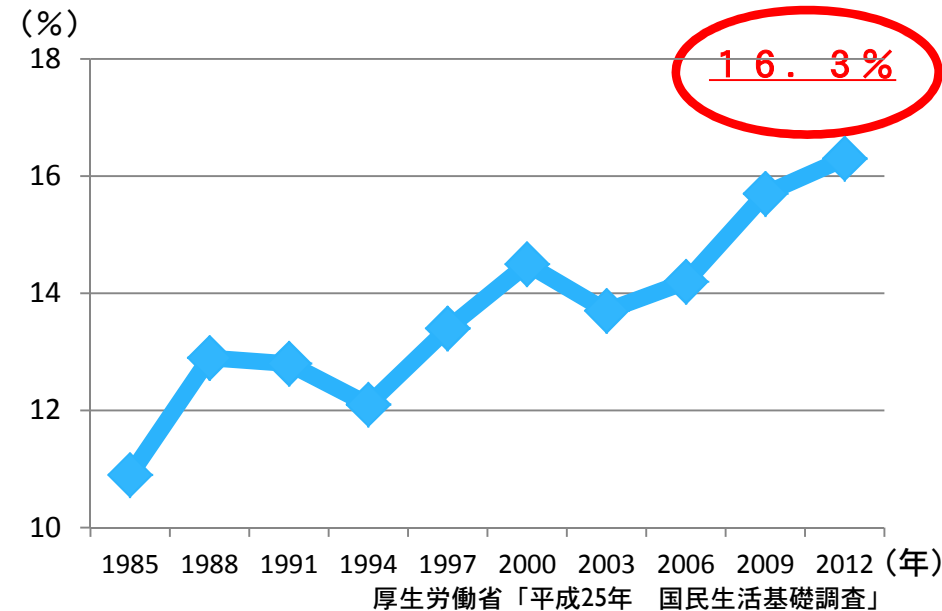


OECD (2014) Family database "Child poverty"

注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年

●日本の子供の貧困率は年々悪化

●日本の子供の貧困率の推移



注：1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 子供の貧困率とは、所得中央値の半分の額（いわゆる貧困線）を下回る所得しか得ていない世帯に属する子供の割合。

OECDの作成基準に基づいて算出している。

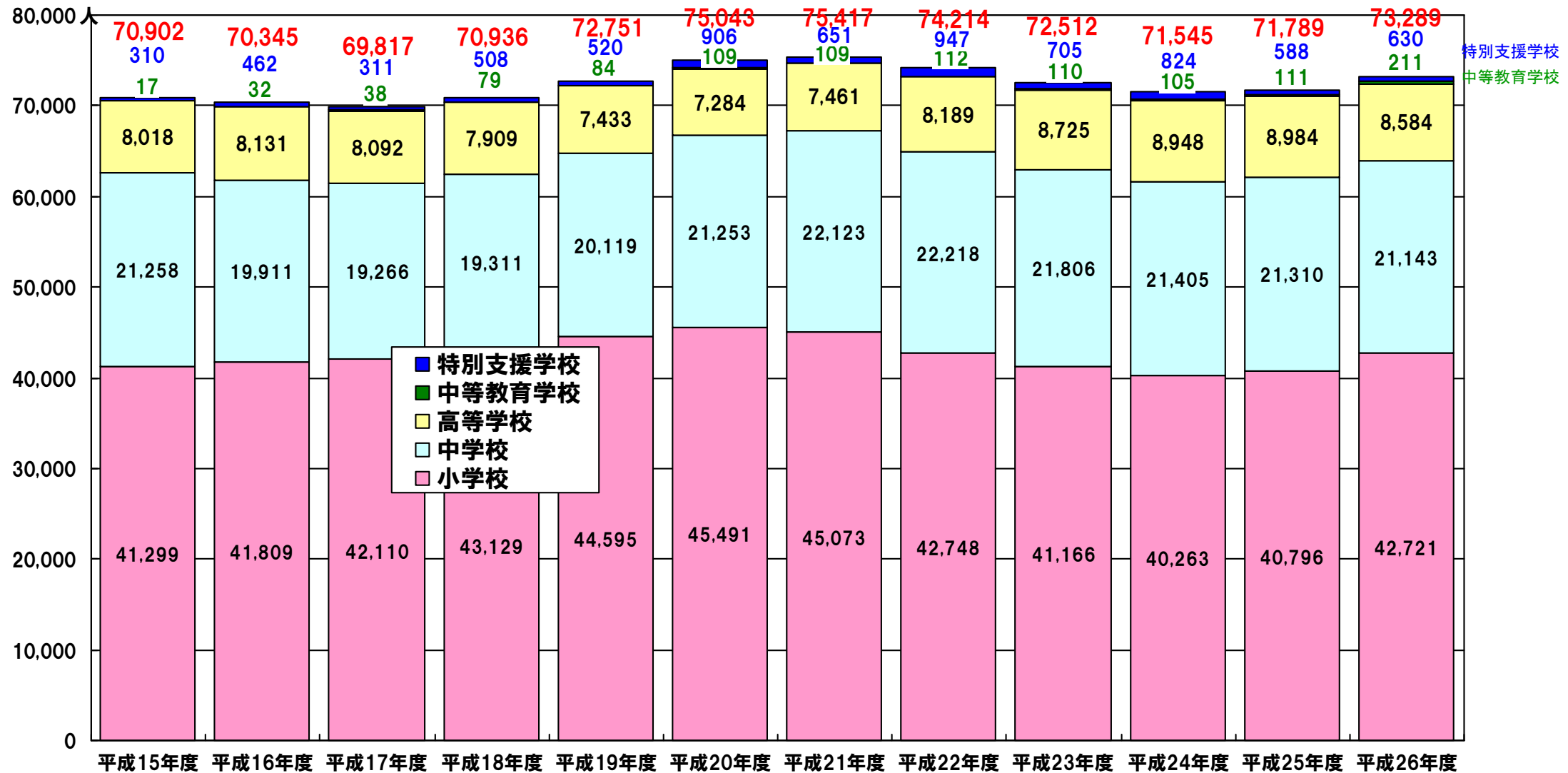
各学校段階における教育費負担軽減の支援策



誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

公立学校に就学する外国人児童生徒

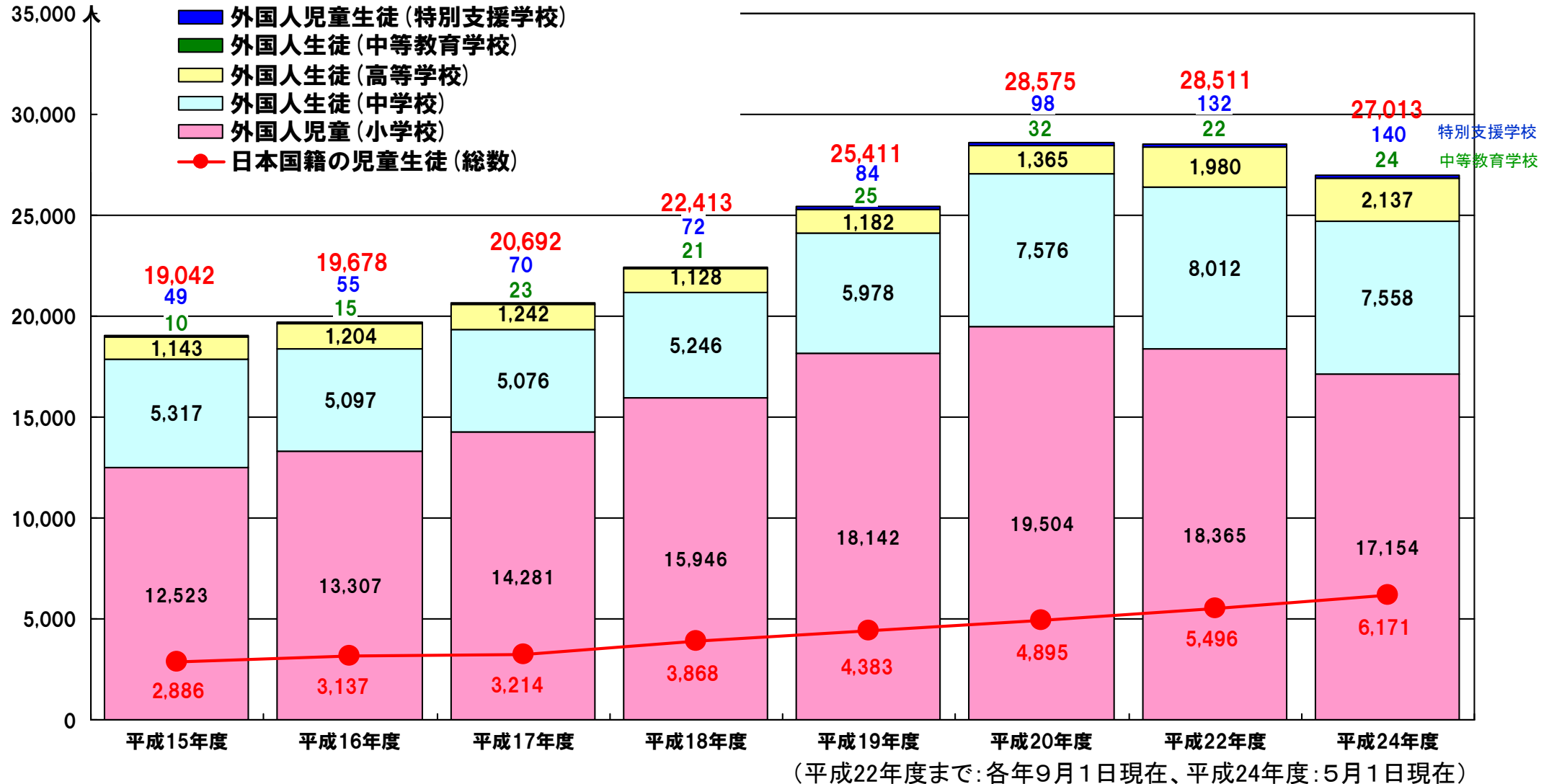
平成26年5月現在、公立の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校に在籍している外国人児童生徒は約7万3千人。



※特別支援学校：平成18年度以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計。

日本語指導が必要な児童生徒

平成24年5月現在、公立の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は約2万7000人で、依然として多数在籍している。また日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は約6000人で、増加傾向にある。



3. 教育がエンジンとなって 「地方創生」を

日本の将来人口動向

○ 今後人口減少が加速度的に進行する見込み。

将来推計人口【中位推計-合計特殊出生率1.35】

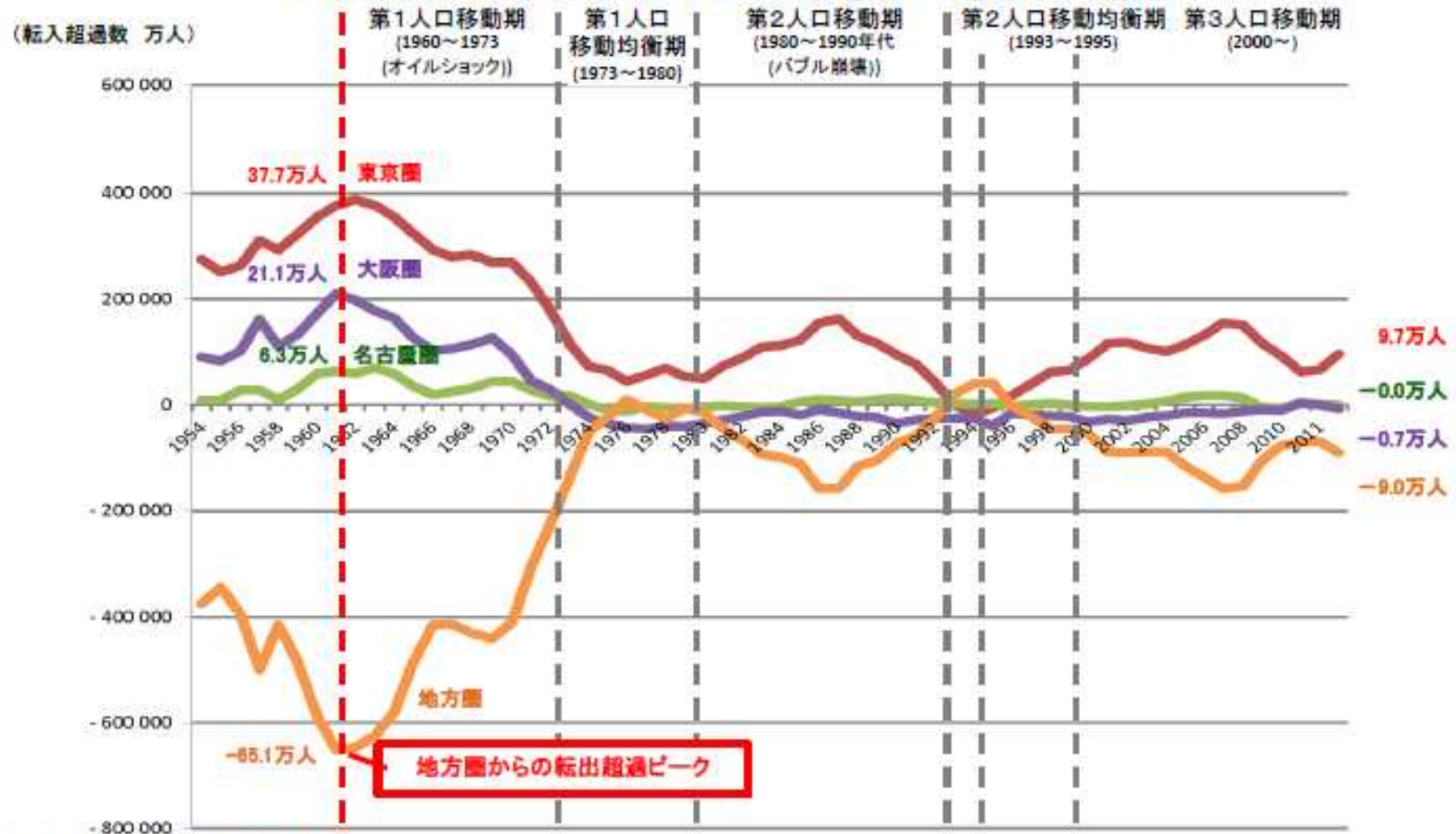
	2010年	2040年	2060年	2090年	2110年
総人口	12,806 万人	10,728 万人	8,674 万人	5,727 万人	4,286 万人
老年人口 (65歳以上) 高齢化率	2,948 万人 23.0%	3,868 万人 36.1%	3,464 万人 39.9%	2,357 万人 41.2%	1,770 万人 41.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	8,174 万人	5,787 万人	4,418 万人	2,854 万人	2,126 万人
年少人口 (～14歳)	1,684 万人	1,073 万人	791 万人	516 万人	391 万人

(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

人口移動の状況

○ これまで3度、地方から大都市（特に東京圏）への人口移動が生じてきた。

三大都市圏及び地方圏における人口移動（転入超過数）の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

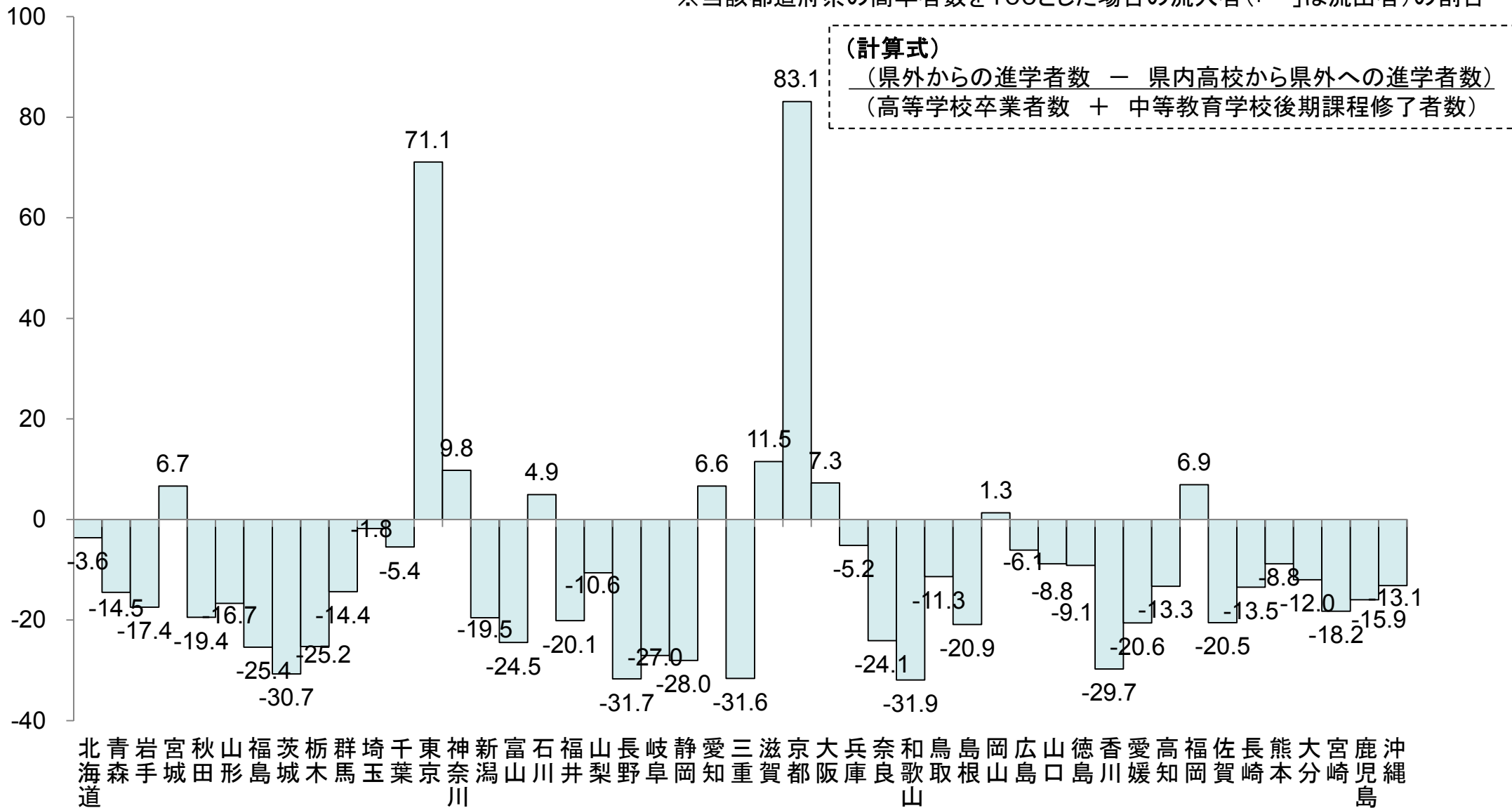
(注)上記の地域区分は以下の通り。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏：三大都市圏以外の地域

大学進学時の都道府県別流入・流出率（平成26年度）

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の流入者（「－」は流出者）の割合

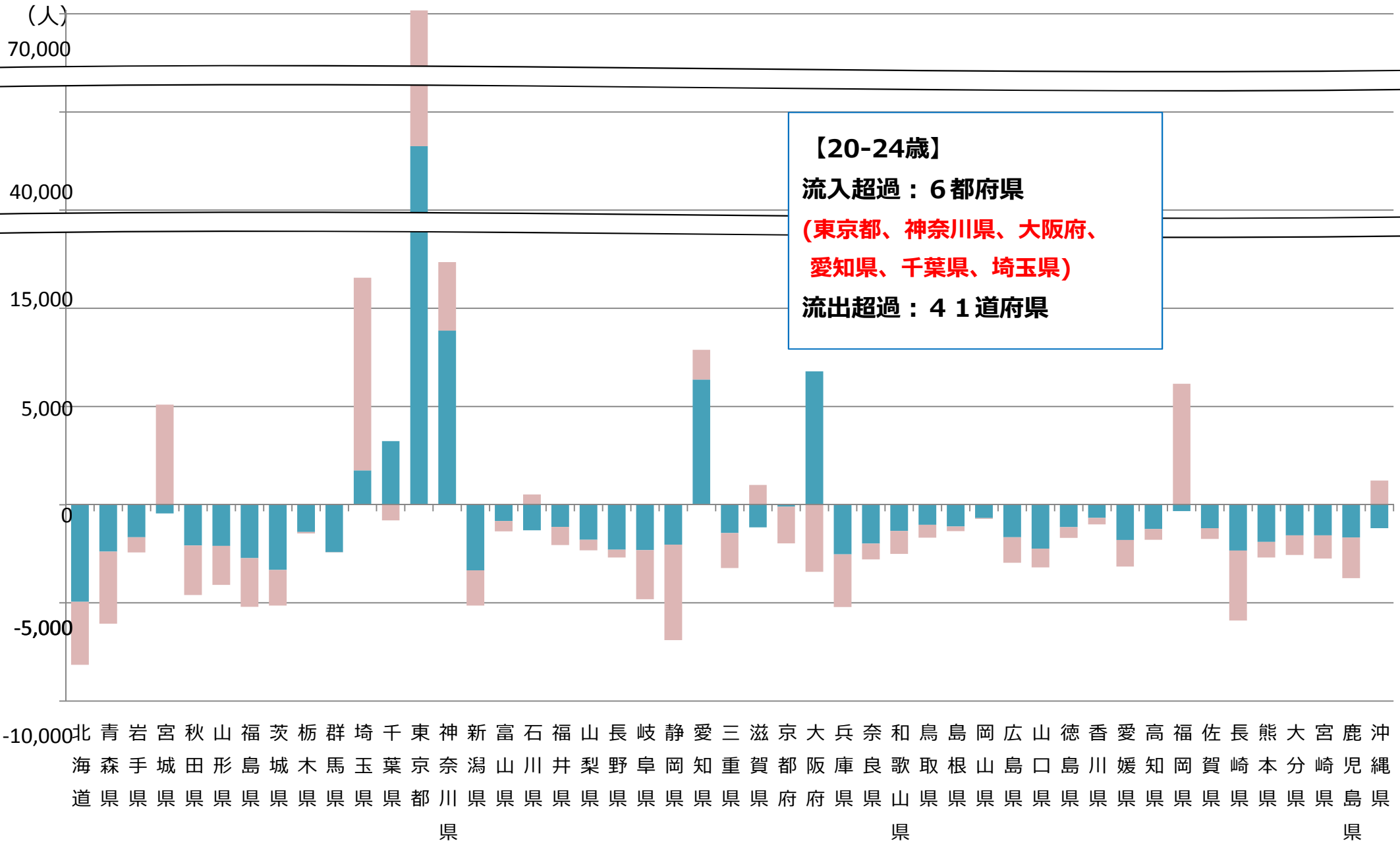


「20～24歳」及び「20～24歳」以外における都道府県間人口移動

※総務省統計局情報より文部科学省作成

■ 20-24歳都道府県間転入超過数 都道府県間転入超過数

■ 20-24歳を除く都道府県転入超過者数



技能検定制度の概要

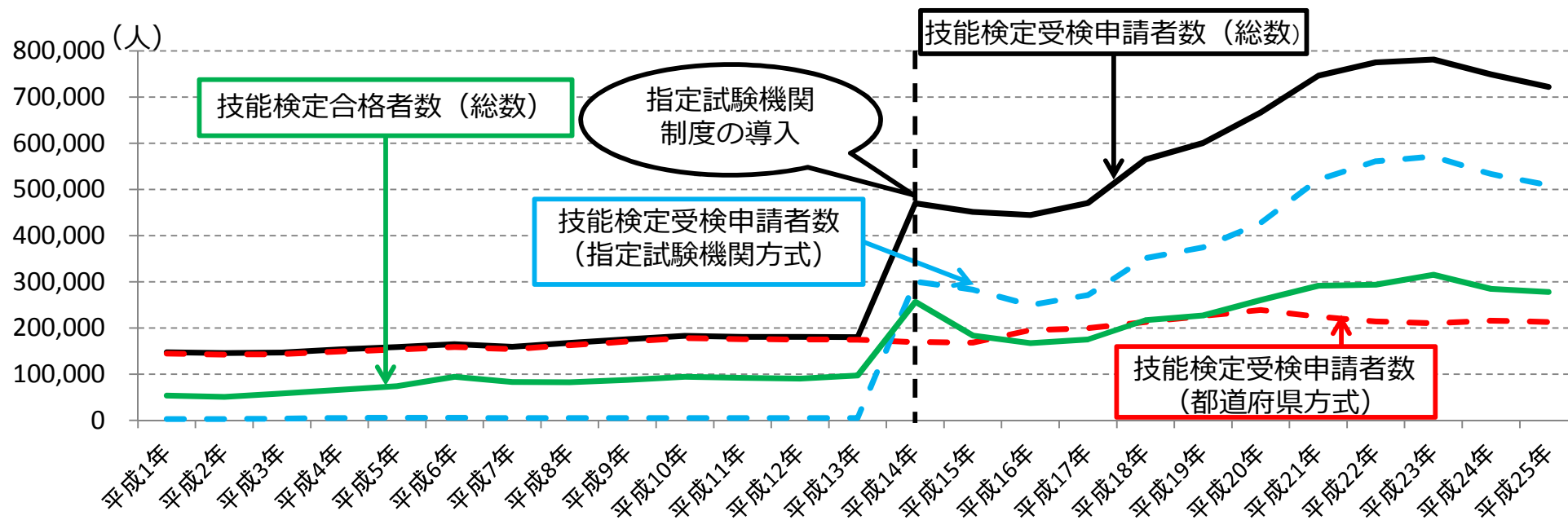
○ 技能検定制度は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。
職業能力開発促進法に基づき昭和34年度から実施。

○ 技能検定は、職種ごとに、実技試験と学科試験により実施。
検定職種は、平成26年4月1日現在128職種であり、大きく分けて
① 等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）
② 等級に区分しないもの（単一等級）
の2種類が存在する。技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（名称独占資格）。

○ 技能検定の実施状況は、平成25年度には全国で約72万人の受検申請があり、約28万人が合格。
制度開始から累計約547万人（延べ）が資格を取得。

○ 平成13年度から指定試験機関制度を導入（平成26年4月1日現在14職種）

技能検定の受検申請者数の推移（全体）



ジュニアマイスター顕彰制度

＜主催＞全国工業高等学校長協会

＜目的＞資格の取得や競技会等での成果を表彰することにより、生徒の意欲と技術・技能の向上を目的とする。

＜顕彰の方法＞主に工業教育に関わる資格、競技会、コンクール等200項目程度を選定し、その難易度や重要度を点数化し、表(区分表)を作成。

30点以上にはジュニアマイスターシルバー

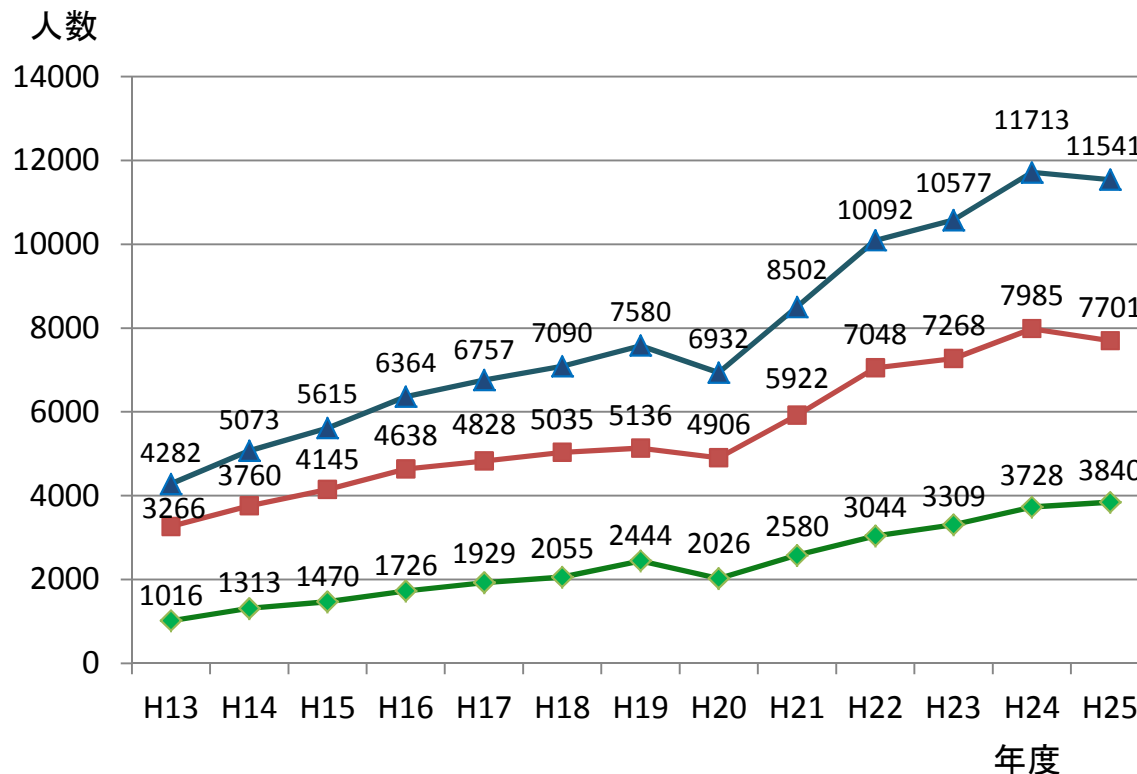
45点以上にはジュニアマイスターゴールド

の称号を外部委員からなる認定委員会が学校長から申請のあった生徒に対し付与する。

＜主な資格や競技会＞

ランク	ポイント	主な資格や競技会	
S	30	電気主任技術者3種	高校生ものづくりコンテスト全国大会1位
A	20	各職種技能士2級	若年者ものづくり競技大会1位
B	12	品質管理検定2級	
C	7	電気工事士2種	高校生ものづくり県大会優勝
D	4	危険物取扱者乙種4類	高校生ものづくり大会県大会入賞
E	2	アマチュア無線技士3級	各種技能系競技会県大会入賞
F	1	ガス溶接等技能講習	

＜認定者数の推移＞



専門高校の校長会等が実施する検定試験

実施団体等	No.	検定名	段級位等	検定日
日本農業技術検定協会	1	日本農業技術検定	1, 2, 3級	7月, 12月
(公社)全国工業高等学校長協会	1	標準テスト	—	2月
	2	計算技術検定	1, 2, 3, 4級	6月, 11月
	3	情報技術検定	1, 2, 3級	1月, 6月
	4	基礎製図検定	—	9月
	5	パソコン利用技術検定	1, 2, 3級	7月, 12月
	6	機械製図検定	—	6月
	7	リスニング英語検定	1, 2, 3級	10月
	8	初級CAD検定	—	7月
	9	グラフィックデザイン検定	1, 2, 3級	1月
(公財)全国商業高等学校協会	1	ビジネス文書実務検定試験	1, 2, 3, 4級(速記部門について、5段～初段の段位認定あり)	6月, 11月, 2月
	2	情報処理検定試験	1, 2, 3級	1月, 9月
	3	珠算・電卓実務検定試験	1, 2, 3, 4, 5, 6級	6月, 11月
	4	簿記実務検定試験	1, 2, 3級	1月, 6月
	5	英語検定試験	1, 2, 3, 4級	9月, 12月
	6	商業経済検定試験	1, 2, 3級	2月
	7	会計実務検定	財務会計論、財務諸表分析	10月
	8	ビジネスコミュニケーション検定試験	—	7月
全国水産高等学校長協会	1	高等学校水産海洋技術検定	—	1～2月
	2	高等学校漁業技術検定	—	7～9月, 12～2月
	3	高等学校通信技術検定	—	1月
	4	高等学校海洋情報技術検定	1, 2級	2月, 7月
	5	高等学校栽培漁業技術検定	1, 2級	6月, 12月
	6	高等学校潜水技術検定	上, 1, 2, 3級	7～8月, 11～12月
	7	高等学校食品技能検定	1, 2, 3類	1月, 7月
	8	HACCP基本技能検定	—	1月, 7月
	9	高等学校エンジン技術検定	1, 2級	7～8月, 12～2月
(公財)全国高等学校家庭科教育振興会	1	全国高等学校家庭科被服製作技術検定	1, 2, 3, 4級	6～8月, 9～12月
	2	全国高等学校家庭科食物調理技術検定	1, 2, 3, 4級	6～8月, 9～12月
	3	全国高等学校家庭科保育技術検定	1, 2, 3, 4級	6～8月, 9～12月

※看護、福祉、情報については、校長会等が実施する検定試験はないが、それぞれ関係の国家資格や国家試験等を目指している。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

制度の概要

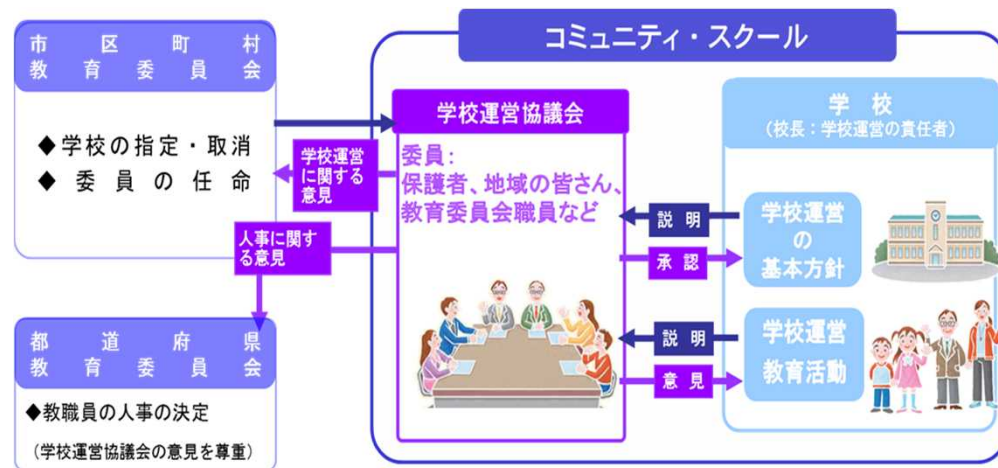
- ◆ 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- ◆ これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

学校運営協議会の主な役割

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第四十七条の五
教育委員会が、学校運営協議会を置く学校を指定
 - 校長の作成する学校運営の基本方針の承認（必須）
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見（任意）
 - 教職員の任用に関して、教育委員会に意見（任意）
（教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用）

指定状況等

- 平成26年4月時点で全国1,919校が指定
- <目標>コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大**
※教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）



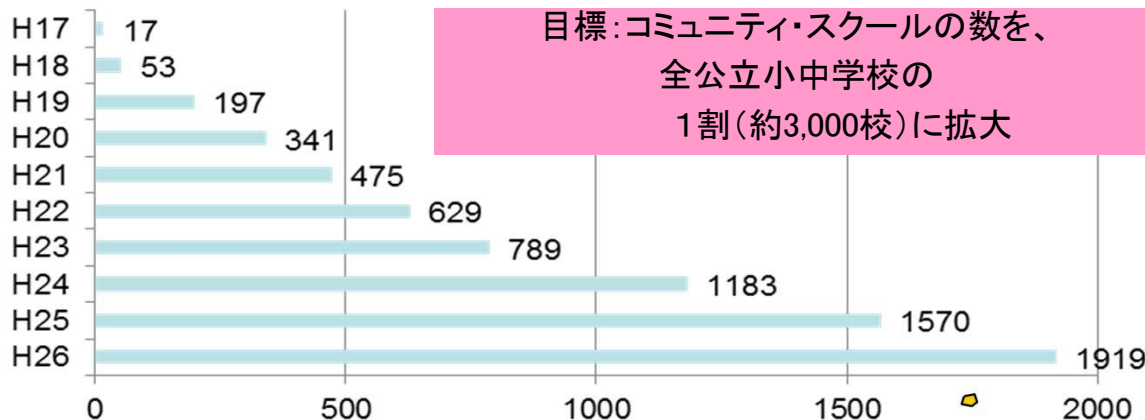
コミュニティ・スクールの導入例

- コミュニティ・スクールを基盤とする小中一貫教育
 - ・中学校区を学園とし、学園にコミュニティ・スクール委員会を設置。
 - ・小中一貫カリキュラムや相互乗り入れ授業に加え、コミュニティ・スクール委員会の協議とコーディネートによる地域ボランティアの学習支援。
- 学校運営協議会委員による学校評価（学校関係者評価）
 - ・学校運営協議会委員が学校関係者評価委員を兼任することにより、学校の実態を理解した上での十分な議論・評価の実施。
 - ・中学校区学校関係者評価を導入し、中学校区において共通目標・課題の設定を行い、具現化に向けた取組を共有するとともに、相互に評価。
（中学校区学校関係者評価委員会委員は各中学校区の学校運営協議会委員から選出）
- 学校運営協議会を核とした様々な教育活動の展開
 - ・学校評価、学校支援地域本部、PTA、シニアスクールなどの取組の企画運営の核として学校運営協議会を位置づけることにより、学校・家庭・地域の有機的な連携・協働体制を構築。

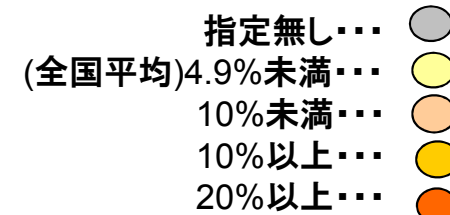
平成26年度 コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール：42都道府県 1,919校

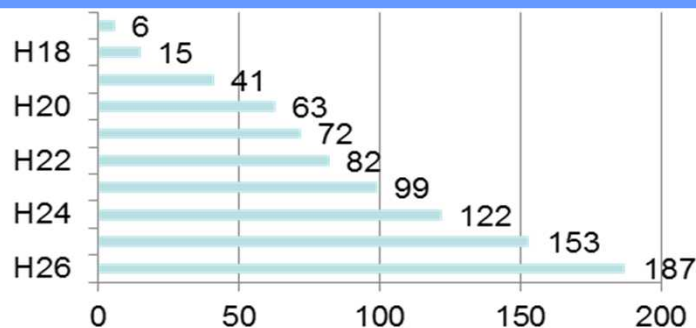
(幼稚園94,小学校1240,中学校565,高等学校10,特別支援学校10)



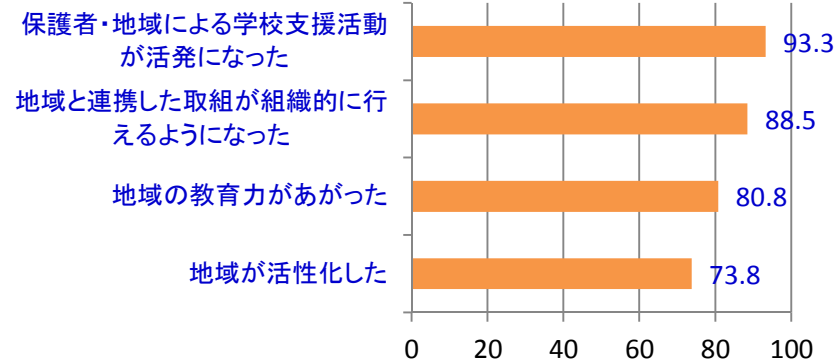
コミュニティ・スクール
指定校の割合(小中学校)



コミュニティ・スクールの学校設置者数：
4道県187市区町村



コミュニティ・スクール導入市町村にお
ける成果認識(地域関連)



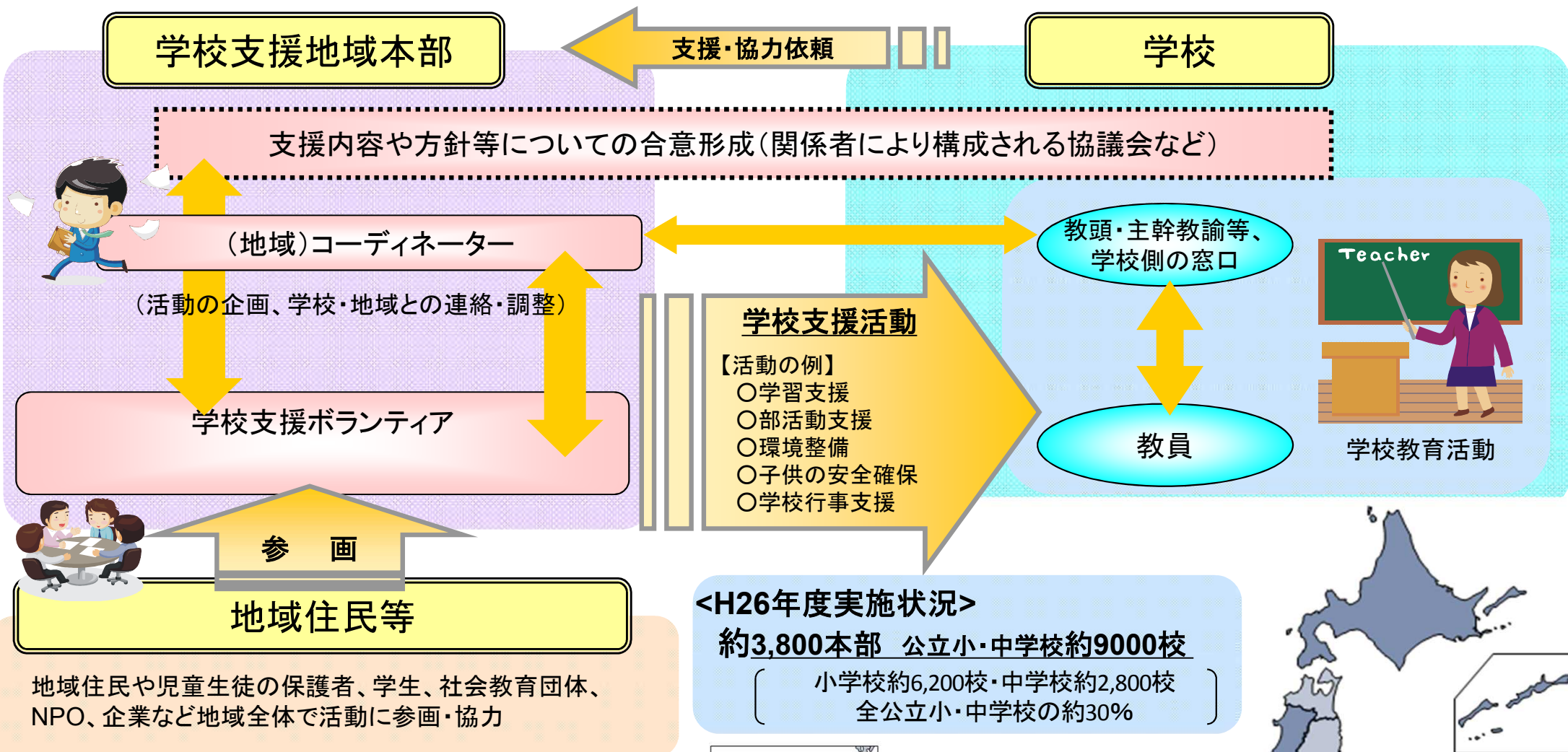
(出典：平成23年度文部科学省委託調査研究報告書)

(%)

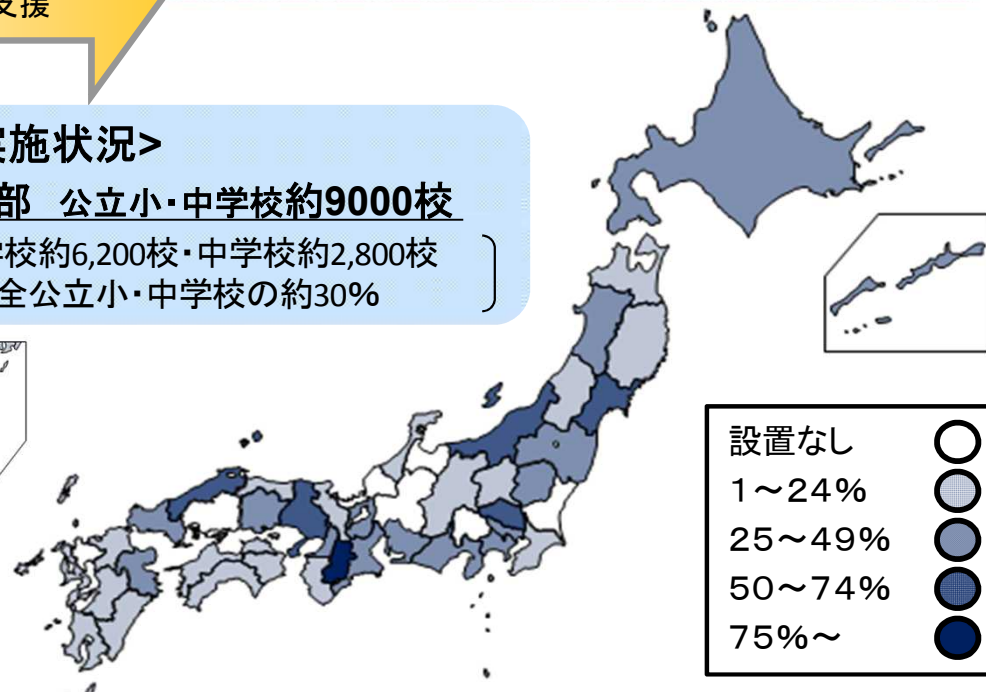
※コミュニティ・スクール：学校運営協議会が設置され、保護者や地域住民等の参画により学校運営の改善、
学校支援の充実等に取り組んでいる学校

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

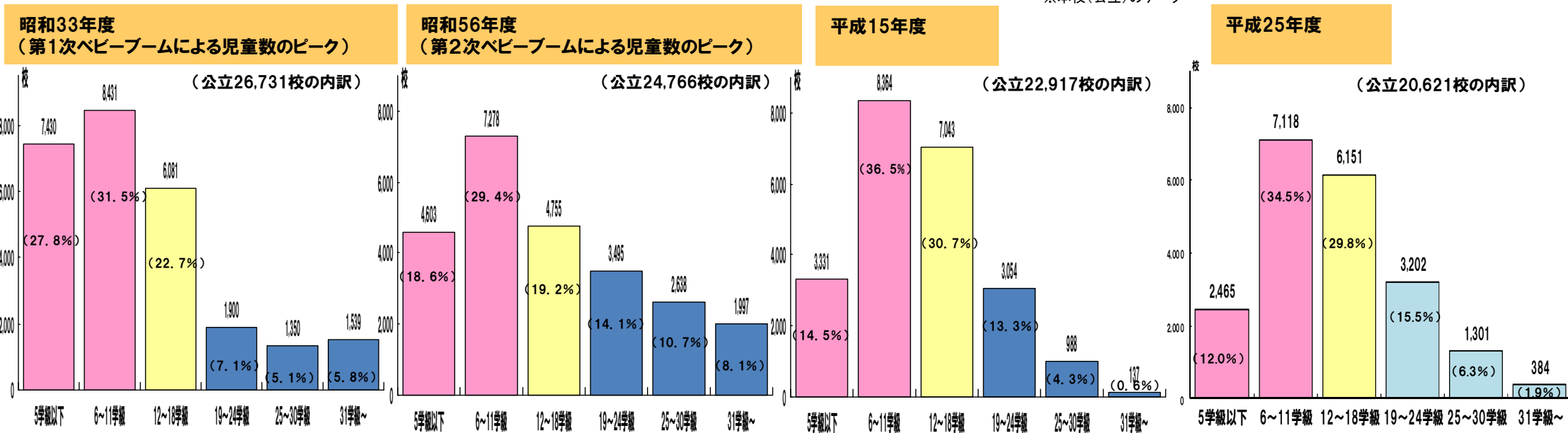


近年の公立学校の学校規模の推移

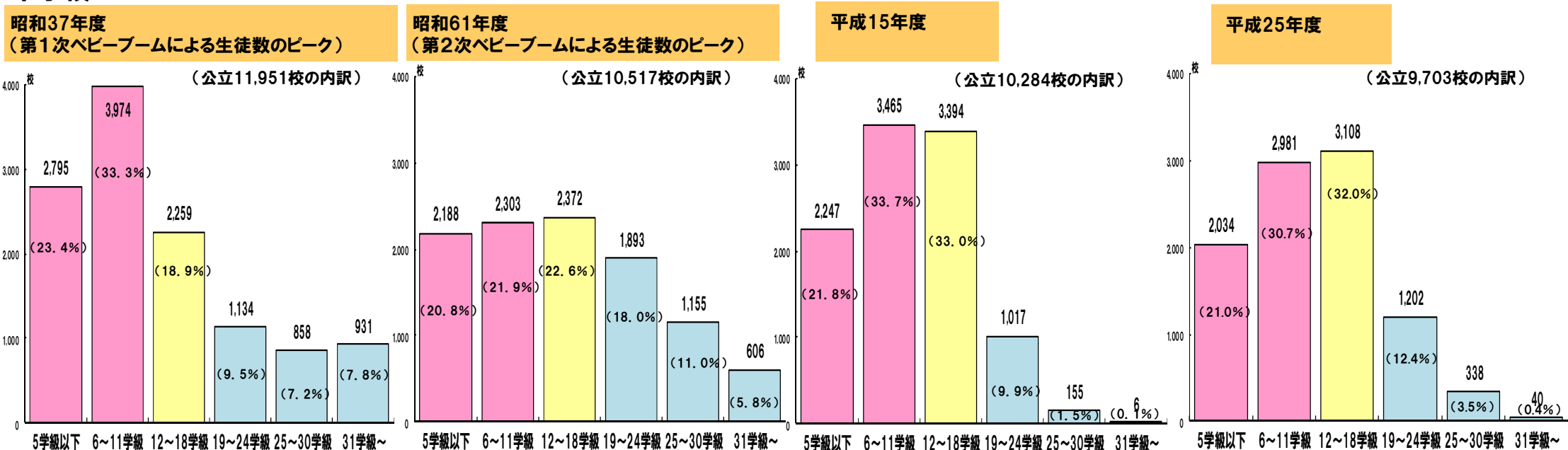
学校統合等によって、5学級以下の小規模学校は減少傾向にある。

小学校

※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合
※本校(公立)のデータ



中学校



出典：学校基本調査

学校教育を中心とした過疎地域等の活性化事例①

コミュニティ・スクール等の導入等により、まちぐるみで学校支援・地域支援活動に取り組んだりするなど、学校を核に地域の活性化が進展。

ふるさとの未来を託せる子供を育てる教育環境づくり(高知県大川村)

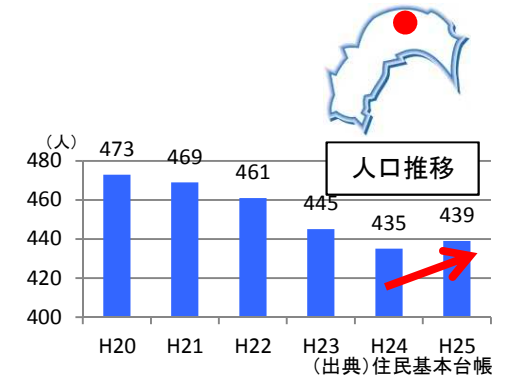
課題

- 急激な人口減少や少子高齢化等により学校統合が進み、1村1小中学校に。

取組

- 平成20年に学校支援地域本部、平成24年に小中一貫のコミュニティ・スクール導入。
 - 「ふるさとを愛し、ふるさとの未来を託せる人材の育成」を掲げ、総合的な学習の時間等を活用した地域協働による体験活動・交流活動等を平成24年以降推進。
 - ・村の特産物生産の体験学習、村の課題を知り探究する学習 等
 - 1年間の山村留学の受け入れ。
- ➡ **地域ぐるみで子供を応援し、学校と地域が共に喜び合う活動が定着。**

【児童生徒数】H20:21人 → H26:36人 【山村留学生】H23:8人 → H26:15人(寮の定員)



「小ささを大きなスケールメリット」として新たな魅力の創出(福島県大玉村)

課題

- 震災等の影響もあり、県内の児童生徒数は軒並み減少。放射能汚染に対する除染と風評被害。

取組

- 平成21年に学校支援地域本部を、23年には域内5校園の幼小中連携のコミュニティ・スクールを導入。
- 郷土芸能の伝承等郷土愛を育む取組の実施等、学校支援活動を実施。
- 放射線への対応など困難な課題について学校運営協議会で協議し、除染活動や運動会の実施等を適切に判断。
- この他、様々な子育て応援、教育支援事業を実施。

➡ **県内の児童生徒等の数が減少する中、大玉村の児童生徒等の数は維持。**



学校教育を中心とした過疎地域等の活性化事例②

高校生のアイデアをもとにした地域課題の解決(高知県立大方高等学校)

地域住民等(高知県黒潮町)がまちの課題を解決するための「ミッション」を提示し、大方高等学校の生徒が「自立創造型地域課題解決学習」の中で地域の課題解決に取り組むなど、様々な取組の実践により、地域の活性化を図っている。

課題

- 平成15年に大方高校の前身の大方商業高校の廃校が決定され、高校が地域最大の「空き家」になり地域全体が衰退することを懸念。廃校を新しい高校として生まれ変わらせ、地域活性化の拠点とすることが課題。

取組

- 大方高校の開校に向け、教職員や地域住民等からなる「学校の未来を語る会」を設置し、学校の基本方針や教育課程、校歌等にいたるまで議論したうえで、平成17年に開校。平成18年にはコミュニティ・スクールに指定。
- 生徒の発想力やコミュニケーション力、地域理解の育成を図るとともに、学校及び地域活性化を目指した取組として、高知大学と連携して開発した「自立創造型課題解決学習プログラム」(総合的な学習の時間に位置づけ)を実践。
- ⇒2年次には企業やNPO、町役場の人々から提案される地元課題に関連した「ミッション」を選択し、解決策を検討・発表。
- 学校運営協議会の意見から地域の資源を活かした「砂浜美術館」や「潮風キルト」を学校設定科目に設定。
- ⇒1年次には「砂浜美術館」でボランティアを行うなど、高校生が地域に出て行く機会を提供。

- ・地域と連携した授業展開等により生徒の地域理解が深まるばかりでなく、地域の課題解決や活性化に大きく寄与。
- ・自立創造型課題解決学習プログラムで開発された「かつおタキバーガー」や「流木を活用したベンチ」等々の様々な商品がヒットし、地域のピーアールに。



子供たちが夢と希望を抱けるまちづくり「うらほろスタイルふるさとづくり計画」

<北海道浦幌町>

- 人口 H25:5,337人(H20:5,858人)
- 学校 幼稚園:2園(34人)、小学校:3校(242人)、中学校:2校(130人)(H23現在)
- 児童生徒等数 H23:406人(S55:1,487人)

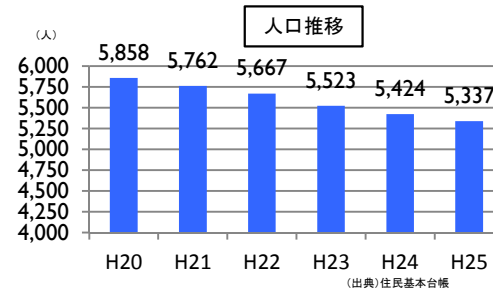


課題

- 人口減少により、児童生徒数も約30年間で1/4強まで減少。
- 雇用不足等の理由から社会的流出も(年間100人超)。

取組

- 平成19年より、子供たちが夢と希望を抱けるまちを目指して「うらほろスタイル教育プロジェクト」がスタート(総合的な学習の時間を活用)。
- ・地域への愛着を育む事業：地域の魅力発見等の体験活動を実施、まちを活性化させる企画を提案。
- ・子供の想い実現事業：中学生が提案した企画を地域の大人が実現(新特産物開発、町のキャラクターづくり、浦幌の食材を使った弁当等)。
- ・農村つながり体験事業：町内の小学生を対象とした農林漁家で生活体験を行う取組等を実施。
- 平成20年より学校支援地域本部を立ち上げ、公民館と連携した学校支援活動を展開。



- ➡ 地域が好きな児童生徒や将来地域で働きたい、暮らしたいと思う子供が増加。
- 地域に定住するための雇用の場を生むため「若者のしごと創造事業」を創設し、起業・創業の動きに発展(H25開始)。
- 学校と地域の継続的な協働体制を構築するため、今年度、コミュニティ・スクールの推進委員会を設置。

【浦幌を好きな児童生徒】H21:31.7% → H25:52.1%(どちらかといえば好きだを加えるとH21:75.9% → H25:83%)

【将来、浦幌に住みたい児童生徒】H21:22.1% → H25:38.3%(住みたい+どちらかといえば住みたい)



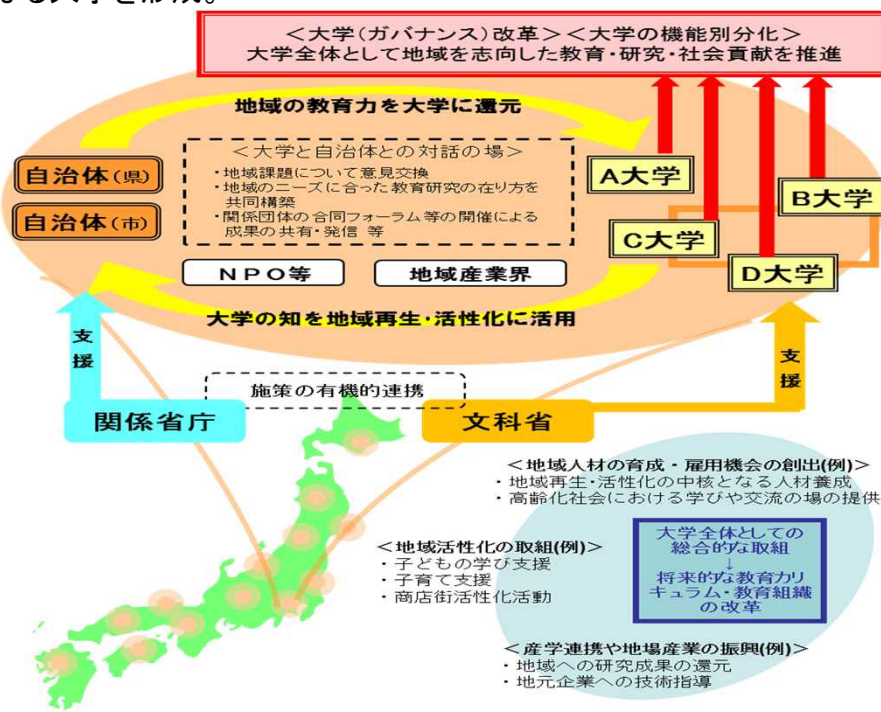
地（知）の拠点整備事業（大学COC(Center of Community)事業）

事業の内容

- 【事業名称】地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）
【予算額】平成26年度 34億円（平成25年度23億円）
【補助期間】最長5年間
【採択実績】77件（平成25年度:52件、平成26年度:25件）

事業の概要・目的

- 地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」として全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行いながら、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決に資する取組を推進。
- これにより、大学での学びを通して地域の課題等の認識を深め、解決に向けて主体的に行動できる人材を育成するとともに、大学のガバナンス改革や各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進し、地域再生・活性化の拠点となる大学を形成。



取組例

○京都の産業・文化芸術拠点形成とK16プロジェクト（京都工芸繊維大学）

地元産業界・教育委員会と連携し、京都（Kyoto）の伝統・技術等の学修の充実、学校教育16年を見通した体系的カリキュラムにより、地域工学系人材（Kogaku）の育成に取り組んでいる。

【成果例】

学生による市街地活性化の提案

市街地活性化のため、学生が観光ルートを一軒一軒調査し、観光案内所や食べ歩きのできる店舗の整備等、市街の整備と集客面から、街並みデザインを自治体に提案。自治体の政策会議でも活用され、好評を博している。



自治体の政策立案資料として活用

○長岡地域「創造人材」養成プログラム（長岡大学）

「学生による地域活性化プログラム」を実施し、連携自治体である長岡市等で地域の取組課題を設定し、文献調査・フィールドワーク等を行い、学生による課題解決提案を実施

【成果例】

「学生による地域活性化プログラム」

江戸時代の長岡藩で儉約を奨励するものとして奨励された「十分杯」（サイフォンの原理応用の杯）の歴史、意義、現代での生かし方等を調査研究し、長岡市の文化財として位置づけ直し、観光文化資源としてアピールするべきとの提案を行った。長岡市・地域からも関心をよび、高く評価されている。



米国の大学連携型CCRCについて

※CCRC: Continuing Care Retirement Communityの略。

定年後の生活を満喫しうる新たなライフスタイルを提供するコミュニティ。あらかじめ規定された入居一時金＋月次料金で住民が終身利用できる医療・介護サービスが提供され、健康状態の推移に応じ、転居の心配なしに同一敷地で継続的なケアを受けることができる。

そして、住民の健康の維持・増進を図る仕組みに加え、レジャーレクリエーション、生涯学習などの高次欲求を満たしたコミュニティ参加を促す仕掛けがフルセットで確保されている。

大学と直接提携するコミュニティは約20ヶ所、大学とは直接提携しないが近くに設置されたコミュニティは約50ヶ所。

◎ 大学連携型CCRCの例～ケンダル・アット・ハノーバー～

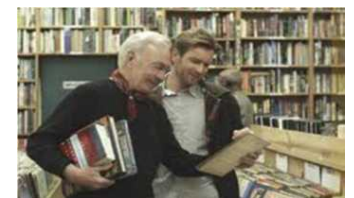
施設概要

- 設立
1991年
- 事業者
NPO法人ケンダル社
- 敷地
26万平方メートル
- 居住者数
約400人
- 連携大学
ダートマス大学、同大学病院
- 費用
入居金約1千万円～
家賃月額約16万円～



大学と連携した取組(例)

- ダートマス大学の生涯学習機関(ILEAD)で学習
ある時は講師として教えることも
※ILEAD: Institute for Lifelong Education at Dartmouthの略。
➡ 学びを通じた仲間とのつながり（「知縁」）
- 大学の学生のキャリアアドバイザーやレポート支援
➡ 頼られる存在に
- 大学病院が医療・健康の拠点
健康状態に応じて、健常者棟、介護棟、認知症棟への移住が可能。
➡ 同じ敷地内で暮らし続けられる安心感
- 近隣の高校生に奨学金
➡ 施しを受ける人にならず、
担い手となるライフスタイル



地域の活性化を支援する社会教育施設

事例1: 新潟県小千谷市 「交流をキーワードにした 中山間地の集落活性化支援」

＜趣旨・目的＞

○中越大地震以降の急激な人口流出による少子高齢化に伴う学校や保育園の統廃合等への対応。
○地域行事の減少に伴い減少した地域のコミュニケーション機会の創出。
○兼業農家の慢性的な後継者不足の解消。等

- ・交流を通して、類似課題を抱える他自治体も含めた様々な人とのネットワーク構築。
- ・農村集落がもっている力を活用した教育体験旅行（ホームステイ）の受け入れ強化、企業向け農村体験プログラム開発。
- ・6次産業に取り組む農業者への学習機会提供などアグリビジネスプロジェクト。



事例2: 愛媛県新居浜市 「まちづくり協議会による 地域主導型のまちづくり」

＜趣旨・目的＞

○「自分たちでできることは自分たちでやろう」をスローガンに住民自らが地域課題解決を行う「地域主導型」のまちづくりを目指す。

- ・拡大する介護保険料、医療費削減を目指し、市民によるワークショップや意識調査等の実施による、地域ぐるみの健康寿命延伸の取組。
- ・住民と児童による安全マップの作成。
- ・子供が地域で活躍し、学校支援地域本部が定着。



事例3: 山口県長門市 「地域総がかりで子供を育てる仕組みづくり～地域協育ネットの取組」

＜趣旨・目的＞

○高齢化するまちの中で、子供たちを地域の真ん中に置き、高齢者と結びつけることによって、高齢者の社会貢献意識を醸成する。
○この仕組みの中に家庭教育の充実を図りながら、保護者や若者を巻き込み、世代を超えて地域総がかりで子供を育てるまちづくりに取り組む。等

- 公民館がコーディネートを行い、
- ・公民館利用者が学校を訪れ、児童と給食を共にするふれあい活動や授業や行事等の活動支援を行う。
- ・子供支援や学校支援だけでなく、支援を行っている団体、個人を「地域協育ネット」として組織化し、学校からの地域への支援要請、地域から学校への相談等の連絡調整等を実施。



おしかけふれあい塾
(給食時間のふれあい)



わくわく土曜塾
(和太鼓の演奏体験)

事例4: 群馬県立図書館

＜目的・趣旨＞

○豊富な蔵書を県内各地域の振興に生かす。
○行政機関や学校と連携し、図書館の持つ情報資産で地域の魅力を引き出す取組を推進する。

- ・郷土の歴史・産業・文化・人物等の再認識を促す資料を蔵書から抽出し、テーマや切り口・タイミングを工夫することで地域振興に資する紹介を心掛けている。
- ・地域や教育現場の実情に配慮した様々な県内学校図書館支援事業を展開し、住民や児童生徒の情報格差解消に努めている。



学習支援図書セット



富岡製糸場工女勉強ノ図

地域スポーツコミッション等連携組織

地域スポーツコミッション：
地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業など）、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織

- スポーツコミッション等
推進組織
- スポーツコミッション等設立準備会
- スポーツコミッション等
類似組織、準備会、勉強会



芸術文化による地域活性化の取組

文部科学省の取組

1. 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成26年度 115件)
地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業に対して補助することにより、文化芸術活動等を活発化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を推進。
2. 劇場・音楽堂等活性化事業(平成26年度 165件)
地域の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う公演事業、普及啓発事業等を支援することにより、劇場・音楽堂等の活性化や地域コミュニティの創造と再生を推進。

地域における取組事例

◆地域発・文化芸術創造発信イニシアチブによる取組事例

■新潟県十日町市 えちごつまり

「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」

里山を舞台とする地域内外のアーティストによる作品制作・展示や地域住民との交流、アートをテーマにした様々なイベント開催などを行う芸術祭。

平成24年に開催された第5回トリエンナーレには、44の国と地域から310組のアーティストが参加。来場者は約49万人に上り、約46億5千万円の経済波及効果があった。

■香川県

「瀬戸内国際芸術祭2013」

美しい瀬戸内海を船で巡りながら、島の自然や文化に溶け込んだアートを体感する現代アートの祭典。

平成25年に開催された第2回となる芸術祭には、26の国と地域から200組のアーティストが参加。来場者は約107万人に上り、約132億円の経済波及効果があった。



大地の芸術祭での作品展示



瀬戸内国際芸術祭公式ショップ

◆劇場・音楽堂等活性化事業による取組事例

■たざわ湖芸術村・わらび劇場(秋田県仙北市)

わらび劇場が本事業の支援を受け、劇団わらび座による演劇制作と上演を行うこととあわせ、わらび座において同劇場を中心に、人と文化の出会いと交流の場として、民族芸術研究所、ホテル、レストラン等の事業を展開し、「アート・ヴィレッジ(芸術村)」を形成。

人口3万人弱の秋田県仙北市において、年間約2万人の修学旅行生等を受け入れるなど、文化のみならず、観光、教育活動等の拠点となり地域の文化的、経済的な発展にも寄与している。

■兵庫県立芸術文化センター(兵庫県西宮市)

阪神淡路大震災からの復興のシンボルであり西宮北口駅再開発の中核施設として開館。世界的な指揮者である佐渡裕芸術監督のもと、多彩な公演を実施。公演入場者数が年間約50万人に上る。

開館以降、同駅の乗降客数の増加や駅周辺人口の震災前水準への回復など、周辺の商業施設と一体となり地域に賑わいをもたらしており、関西の「住みたい街ランキング」では同駅が1位。



兵庫県立芸術文化センター



兵庫県立芸術文化センター
地域連携イベント

文化遺産を活かした地域活性化の取組

文部科学省の取組

1. 文化遺産を活かした地域活性化事業（26年度 327件）

地方公共団体が策定する、文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する実施計画に盛り込まれた事業を支援

2. 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業（26年度 88件）

美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援

3. 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援事業（26年度 227件）

「公開活用」のための史跡等の復元整備、「安心・安全」のための石垣の崩落防止措置などの防災対策等を支援

4. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業（26年度 61件）

重要文化財(建造物)等の公開活用を促進するため、ガイダンス施設や案内板等の設置のほか、登録文化財(建造物)、重要伝統的建造物保存地区の公開活用の安全性向上のための耐震事業を支援

地域における取組事例

◆ 地域の文化遺産を活かした取組

埼玉県秩父市に伝わる恒持祭^{つねもちまつり}の笠鉾・屋台の修理を実施するとともに、修理の工程や修理後の一般公開を併せて開催



（屋台修理後の一般公開風景）

◆ 地域の美術館・歴史博物館を活かした取組

鹿児島県指宿市^{いぶすき}において、観光ガイドの育成や、地域の文化資源等を紹介する外国語版ウェブサイトの作成等を実施



（市民向けのボランティアガイド育成研修）

◆ 地域の史跡を活かした取組

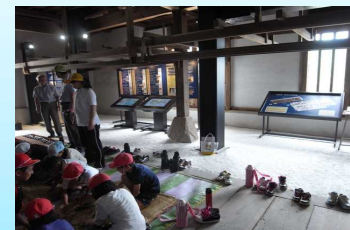
史跡「^{ひるい}昼飯大塚古墳」（岐阜県大垣市）の公開活用を図るため、後円部の一部に葺石や埴輪、周壕の復元整備を実施



（史跡の復元整備）

◆ 地域の文化財建造物等を活用した取組

重要文化財「旧出津救助院」（長崎県長崎市）の公開活用を図るため、展示設備・便益設備の整備を実施



（小学生による体験学習の様子）

教育再生実行会議第2分科会の審議の経過

平成26年10月 6日（月） 第1回会議

委員意見発表（永沢委員、佛淵委員）及び討議

平成26年10月21日（火） 第2回会議

委員意見発表（松浦委員、尾崎委員）及び討議

平成26年11月 5日（水） 視察・意見交換

【立教セカンドステージ大学】

視察内容：シニア層の学び直し（学部生との共通のカリキュラムによる異世代交流、修了後の社会貢献活動等）

【グロービス経営大学院】

視察内容：社会人の学び直し（MBA プログラムを通じたリーダー育成、企業が求める人材等）

平成26年11月12日（水） 視察・意見交換

【品川女子学院】

視察内容：女子教育としての起業家教育（起業体験プログラム、企業コラボ等）

平成26年11月12日（水） 第3回会議

委員意見発表（貝ノ瀬主査、八木委員）及び討議

平成26年11月27日（木） 第4回会議

委員意見発表（大日方委員、中村委員）及び討議

平成26年12月10日（火） 第5回会議

提言骨子（案）について

平成27年 1月28日（水） 第6回会議（第27回教育再生実行会議と合同開催）

提言素案について

平成27年 2月12日（木） 第7回会議

提言案について

平成27年 3月 4日（水） 第28回教育再生実行会議

提言とりまとめ

教育再生実行会議の開催について

〔 平成25年1月15日
閣 議 決 定 〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- （2）内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- （3）会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議分科会の開催について

平成 26 年 9 月 17 日
教育再生実行会議決定
平成 27 年 3 月 4 日
一 部 改 正

1. 我が国の将来を見据え、教育立国を実現する観点から、教育再生に向け残された課題について、分野別に集中的な議論を行うため、第2項に定める分野ごとに教育再生実行会議分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2. 分科会は、次の3分野ごとに開催する。

第1分科会

これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新

第2分科会

生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方

第3分科会

教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方

3. 分科会の構成員は、第2項で定める分科会の分野ごとに、次のとおりとする。文部科学大臣兼教育再生担当大臣は、教育再生実行会議有識者の中から、分科会の主査を依頼するとともに、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

文部科学大臣兼教育再生担当大臣

教育再生担当大臣を補佐する文部科学副大臣、同大臣政務官、同大臣補佐官

教育再生実行会議有識者のうち同会議座長が指名する者

4. 分科会の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房教育再生実行会議担当室において処理する。

5. 分科会の運営については、教育再生実行会議運営要領（平成25年1月24日教育再生実行会議決定）を準用し、同決定中「座長及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣」とあり、及び「座長」とあるのは「分科会の主査」と読み替えるものとする。このほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、教育再生実行会議で決定する。

教育再生実行会議 構成員

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

漆	紫穂子	品川女子学院校長
大竹	美喜	アフラック（アメリカファミリー生命保険会社）創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	政策研究大学院大学客員教授、三鷹市教育委員会教育委員・前委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	岩国市立高森小学校教諭、前全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社相談役
向井	千秋	宇宙航空研究開発機構特任参与、日本学術会議副会長
八木	秀次	麗澤大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授

座長◎、副座長○

(オブザーバー)

遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員

教育再生実行会議 第2分科会 構成員

下村 博文 文部科学大臣兼教育再生担当大臣

丹羽 秀樹 文部科学副大臣

赤池 誠章 文部科学大臣政務官

鈴木 寛 文部科学大臣補佐官

(有識者)

尾崎 正直 高知県知事

◎ 貝ノ瀬 滋 政策研究大学院大学客員教授、三鷹市教育委員会教育委員・前委員長

○ 鈴木 高弘 専修大学附属高等学校理事・前校長

武田 美保 スポーツ／教育コメンテーター

向井 千秋 宇宙航空研究開発機構特任参与、日本学術会議副会長

八木 秀次 麗澤大学教授

(分科会有識者)

大日方 邦子 冬季パラリンピック アルペンスキー金メダリスト

永沢 映 コミュニティビジネスサポートセンター代表理事

中村 紀子 株式会社「ピンズ」代表取締役CEO、日本女性「ゲレケイブ」協会代表

佛淵 孝夫 佐賀大学学長

松浦 正人 防府市長

(オブザーバー)

遠藤 利明 衆議院議員

富田 茂之 衆議院議員

主査◎、副主査○